

海外における国民IDの動向 ～日本での導入に向けた考察～

2010年12月13日
(株)国際社会経済研究所
小泉 雄介

y-koizumi@pd.jp.nec.com

目次

1. 国民ID制度をめぐる動き

2. 海外各国の番号制度

- エストニア
- イタリア
- 英国
- ドイツ
- フランス
- オーストリア

3. まとめ

1. 国民ID制度をめぐる動き

最近の動き

①「社会保障・税に関わる番号(いわゆる共通番号)」関連

[社会保障・財に関わる番号制度に関する検討会／内閣官房社会保障改革担当室]

- 2009年7月27日
民主党マニフェスト2009 「所得の把握を確実にを行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する」
- 2010年2月8日～
社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 開催
- 2010年6月29日
「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」発表
- 2010年12月3日
「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会 中間整理(案)」発表

②「国民ID」関連

[IT戦略本部／内閣官房IT担当室]

- 2010年5月11日
「新たな情報通信技術戦略」発表
「社会保障・税の共通番号の検討と整合性を図りつつ、個人情報保護を確保し府省・地方自治体間のデータ連携を可能とする電子行政の共通基盤として、2013年までに国民ID制度を導入する」
- 2010年6月22日
「新たな情報通信技術戦略 工程表」発表
- 2010年9月15日～
電子行政に関するタスクフォース 開催

国民ID制度／番号制度の導入目的

一般的には

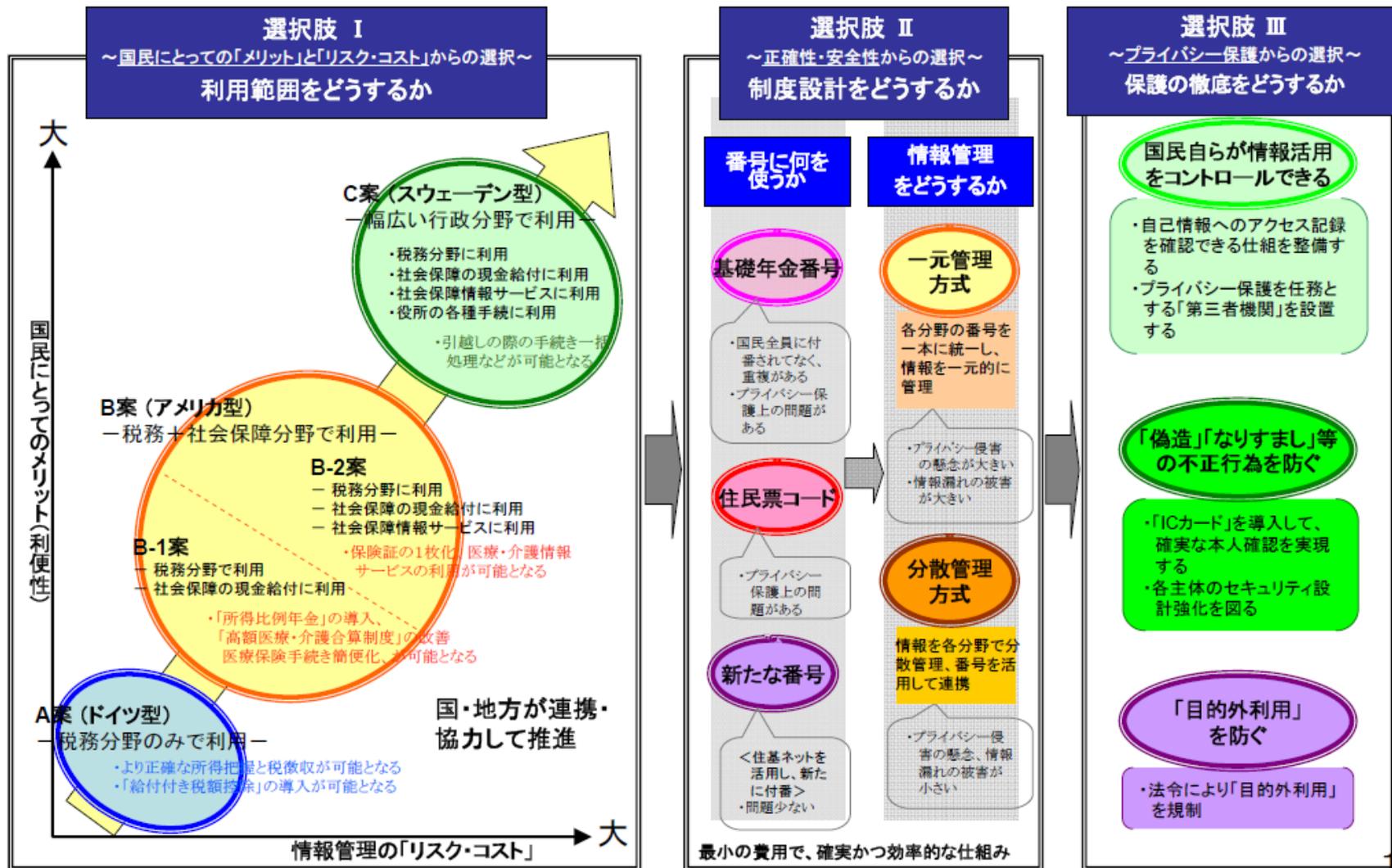
- 「国民負担と社会保障給付のバランス適正化」
 - － 「財政再建、公平・公正な国民負担、真の弱者への確実な支援」(IT戦略本部)
 - － 「社会保障給付を適切に受ける権利を守る」(社会保障改革担当室)
- 「行政サービスの利便性向上」
 - － 「申請型行政からプッシュ型行政に変革するとともに、ワンストップサービス、提出書類の削減等を実現することで、便利で安心な行政サービスを実現」(IT戦略本部)
 - － 「種々の行政サービスの提供を適切に受ける権利を守る」(社会保障改革担当室)
- 「行政事務の効率化」
 - － 「国・地方の行政事務の抜本的な効率化」(IT戦略本部)
 - － 「行政に過誤や無駄の無い社会を目指す」(社会保障改革担当室)
- その他
 - － 「情報主権の改革」
 - 「行政主導から国民主導への改革を目指し、行政機関が保有する情報を国民が監視できる仕組み」(IT戦略本部)
 - － 「官民連携による新たなサービスの創出」
 - 「民間のサービスとの融合により、新たな産業やサービスの創出が可能」(日本経団連)

政府における検討状況： 社会保障・税に関わる番号制度

- 中間取りまとめ(内閣官房 国家戦略室2010年6月29日)

社会保障・税に関わる番号制度 ～3つの視点からの「選択肢」～

＜ 国民の権利を守るための番号に向けて ＞



政府における検討状況： 社会保障・税に関わる番号制度

- 中間整理案(内閣官房 社会保障改革担当室2010年12月3日)

導入の趣旨

背景

- 少子高齢化(高齢者の増加と労働力人口の減少)
- 格差拡大への不安
- 情報通信技術の進歩
- 制度・運営の効率性、透明性の向上への要請
- 負担や給付の公平性確保への要請

現在

課題

- 所得の把握や制度をまたがった事務を行う場合などにおいて、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤がないため、
- 税務署に提出される法定調書のうち、名寄せが困難なものについては活用に限界
 - より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい
 - 長期間にわたって個人を特定する必要がある制度の適正な運営が難しい(年金記録の管理等)
 - 医療保険などにおいて関係機関同士の連携が非効率
 - 養子縁組による氏名変更を濫用された場合に個人の特定が難しい等

番号導入

理念

- より公平・公正な社会の実現
- 社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会の実現
- 行政に過誤や無駄のない社会の実現
- 国民にとって利便性の高い社会の実現
- 国民の権利を守り、自己情報をコントロールできる社会の実現

将来

効果

- 番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に実施
- 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実
- 負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化が実現
- IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会的基盤を構築
- ITを活用した国民の利便性の更なる向上も期待

主な論点

1. 利用範囲

- A案…税務分野のみ
- B-1案…税務分野+社会保障分野(現金給付のみ)
- B-2案…税務分野+社会保障分野(現金給付+現物サービス)
- C案…幅広い行政分野で利用

2. 「番号」に何をを使うか

- ①基礎年金番号、②住民票コード、③住基ネットを活用した新たな番号

3. 管理方式

- データベース： ①一元管理方式、②分散管理方式
- 番号： ①一元管理方式、②分散管理方式

4. 付番機関

- ①歳入庁、②内閣府、③総務省、④国税庁、⑤厚生労働省 等

5. 個人情報保護の徹底

- ①自己情報へのアクセス記録の確認、
- ②第三者機関の設置、
- ③「偽造」「なりすまし」防止、
- ④目的外利用の防止、
- ⑤プライバシーに対する影響評価の実施 等

6. 地方公共団体等との連携

- 地方公共団体、日本年金機構、医療保険者等の機関の実情を踏まえた連携

7. 制度導入に係る費用、期間

- 費用：制度設計の仕方によって異なる
- 準備期間：少なくとも3～4年の準備期間が必要

目指す方向性

「幅広い行政分野」(C案)での利用を視野に入れつつ、まずは「税+社会保障分野」(B案)から開始

住基ネットを活用した新たな番号

“データベース”については、分散管理方式とすることを前提に検討

“番号”については、プライバシー保護、コスト等に鑑み、一元管理又は分散管理とすべき具体的分野について今後検討

「歳入庁の創設」の検討を進めるとともに、「まずはどの既存省庁の下に設置すべきか」について検討

最低限、「自己情報へのアクセス記録の確認」、「第三者機関の設置」、「目的外利用防止に係る具体的法原則明示」、「関係法令の罰則強化」を実施する方向で検討

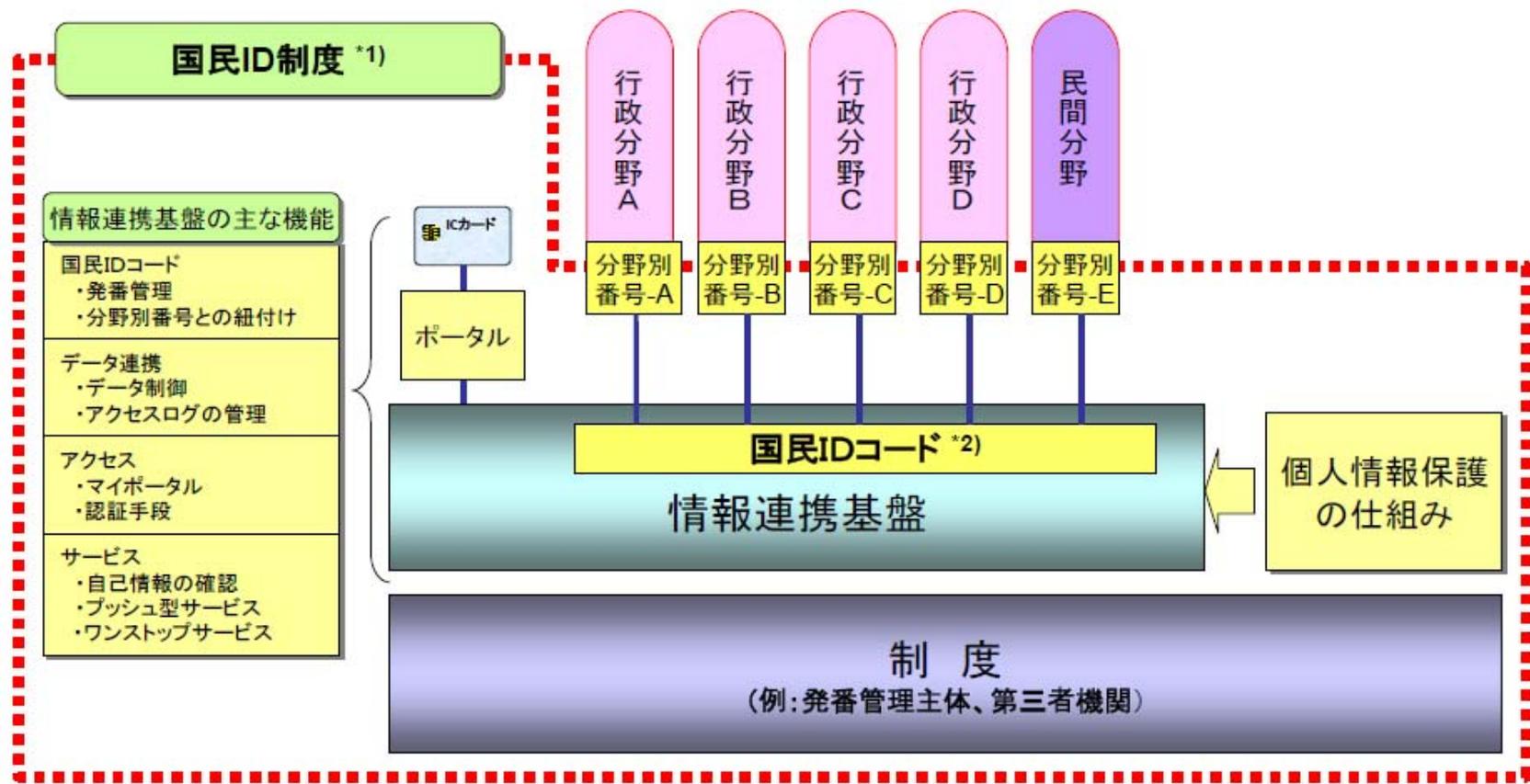
スケジュール

23年 夏頃 「社会保障・税番号大綱(仮称)」
秋以降 法案提出

政府における検討状況： 国民ID制度

- イメージ図(内閣官房 IT担当室2010年9月15日)

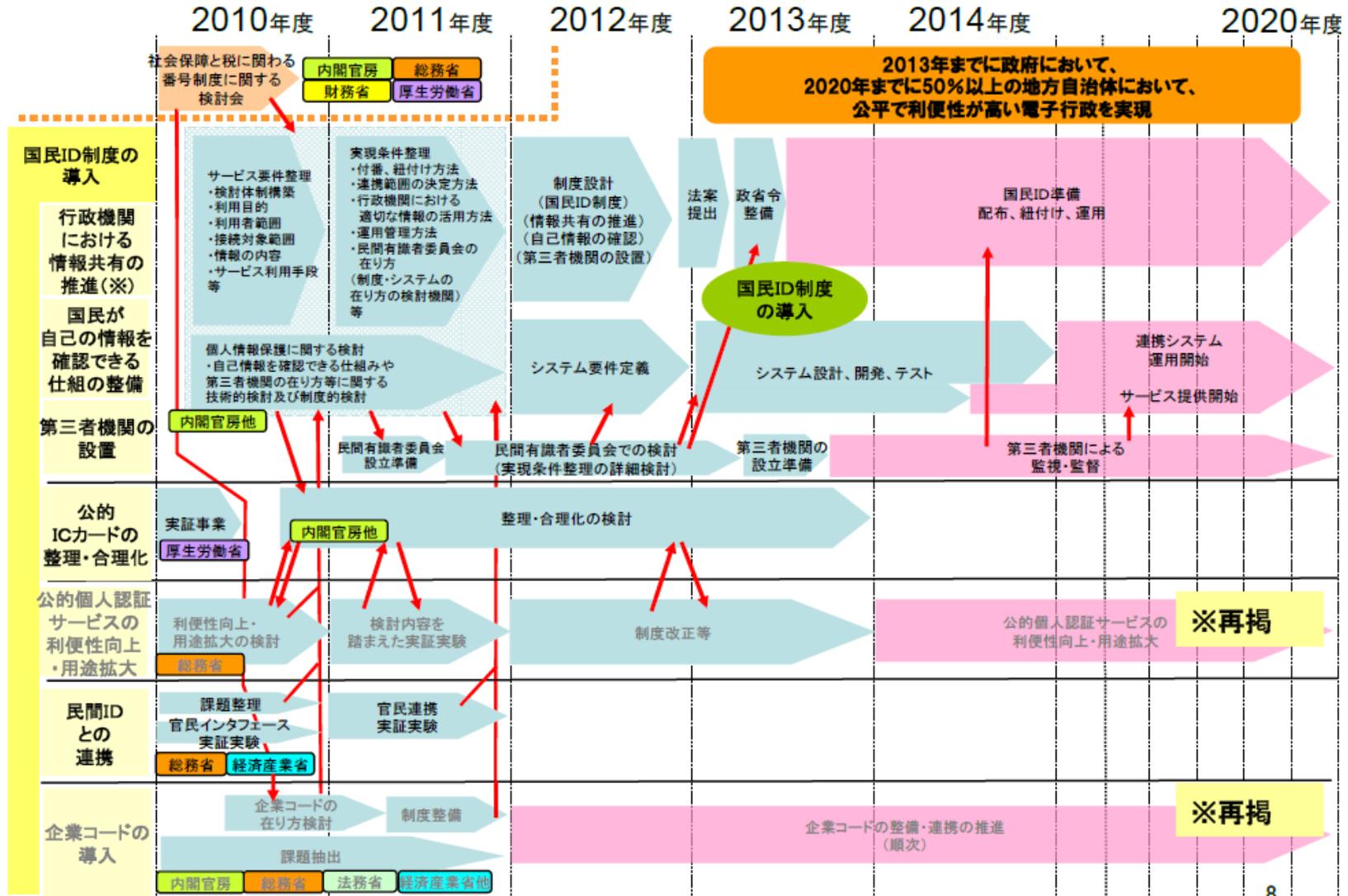
2. 国民ID制度のイメージ図



- *1) 国民ID制度: 国民IDコードを活用し、個人情報保護を確保しつつ、各分野間(行政機関間等)でデータ連携を可能とする情報連携基盤と制度。
- *2) 国民IDコード: 個人を一意に識別するための数字や文字列。

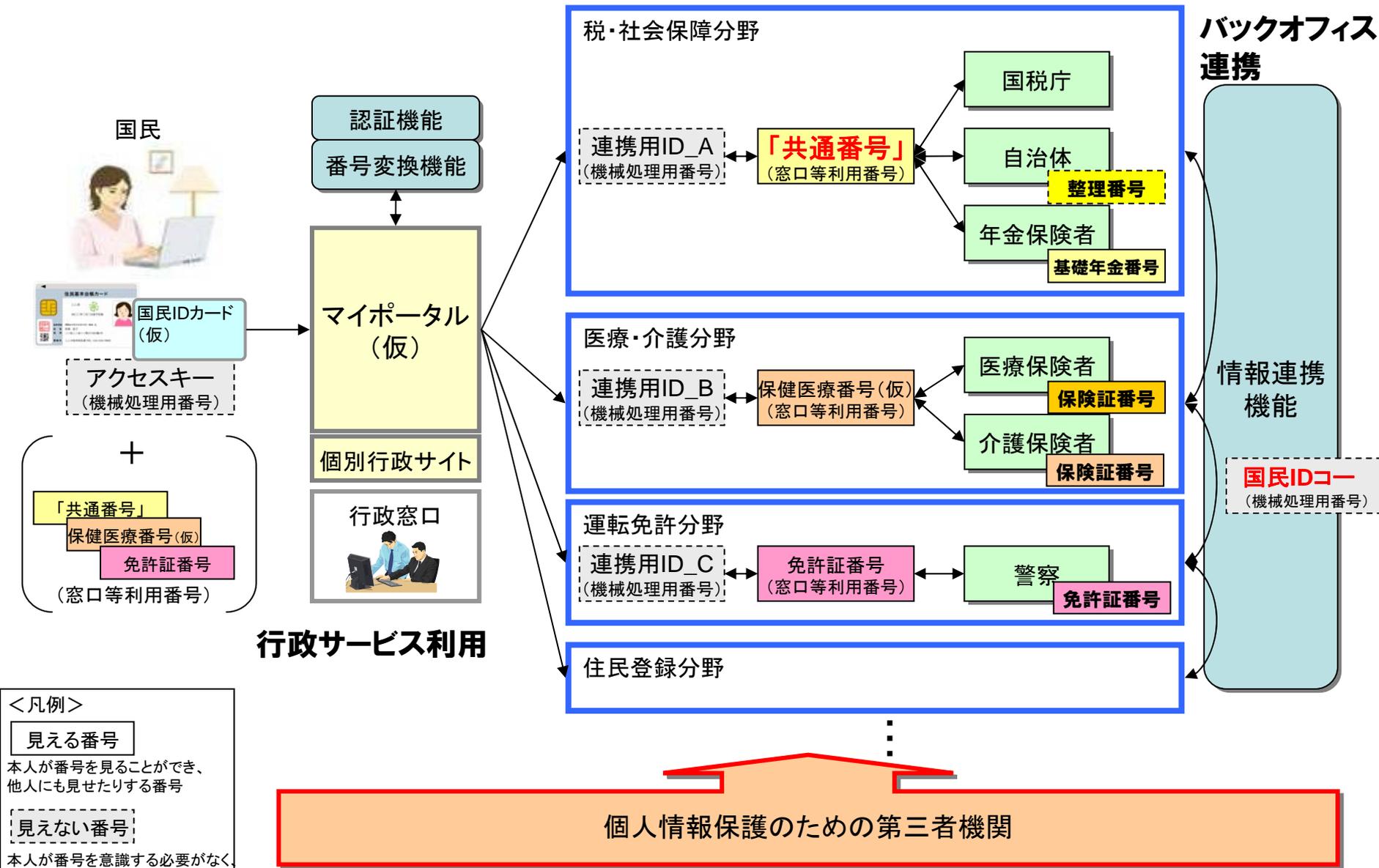
政府における検討状況： 国民ID制度

- 新たな情報通信技術戦略工程表(IT戦略本部2010年6月22日)



※ 「行政機関における適切な情報の活用の推進」。各種の行政手続の申請等に際して、既に行政機関が保有している情報については、原則として記載・添付が不要となるようにするため「次期府省共通研究開発管理システム(次期e-Rad)を利用した公募型研究事業における申請業務の省力化」(文部科学省)をはじめとした国民の手続の省力化に向けたシステムの整備等によって推進

(参考)国民ID制度の全体像(仮説)



導入に向けて課題になると考えられること

①国民の理解

- 番号制度の位置付けや必要性について、いかに国民の理解を得るか
- 国家管理に対する懸念等に対し、国民の受容性をいかに高めるか

②バックオフィス連携、ワンストップサービスの実現方法

- バックオフィス連携によって、どのような行政サービスや事務効率化を可能とするのか
- 本人同意の取り方、プッシュ型サービスのあり方

③セキュリティ・プライバシー保護を担保する仕組み

- 第三者機関の役割、運用方法と実態
- 本人によるアクセスログ確認(オンライン確認?)の実現方法
- 情報や番号の分散管理に対する考え方

④住民側のアクセスキー、住民向けポータルのあるあり方

- 窓口利用時/オンライン利用時の運用
- ICカードとID/PWの棲み分け、ICカード配布の費用負担・費用対効果
- 住民向けポータルのあるあり方、既存の行政サイトとの関係 等

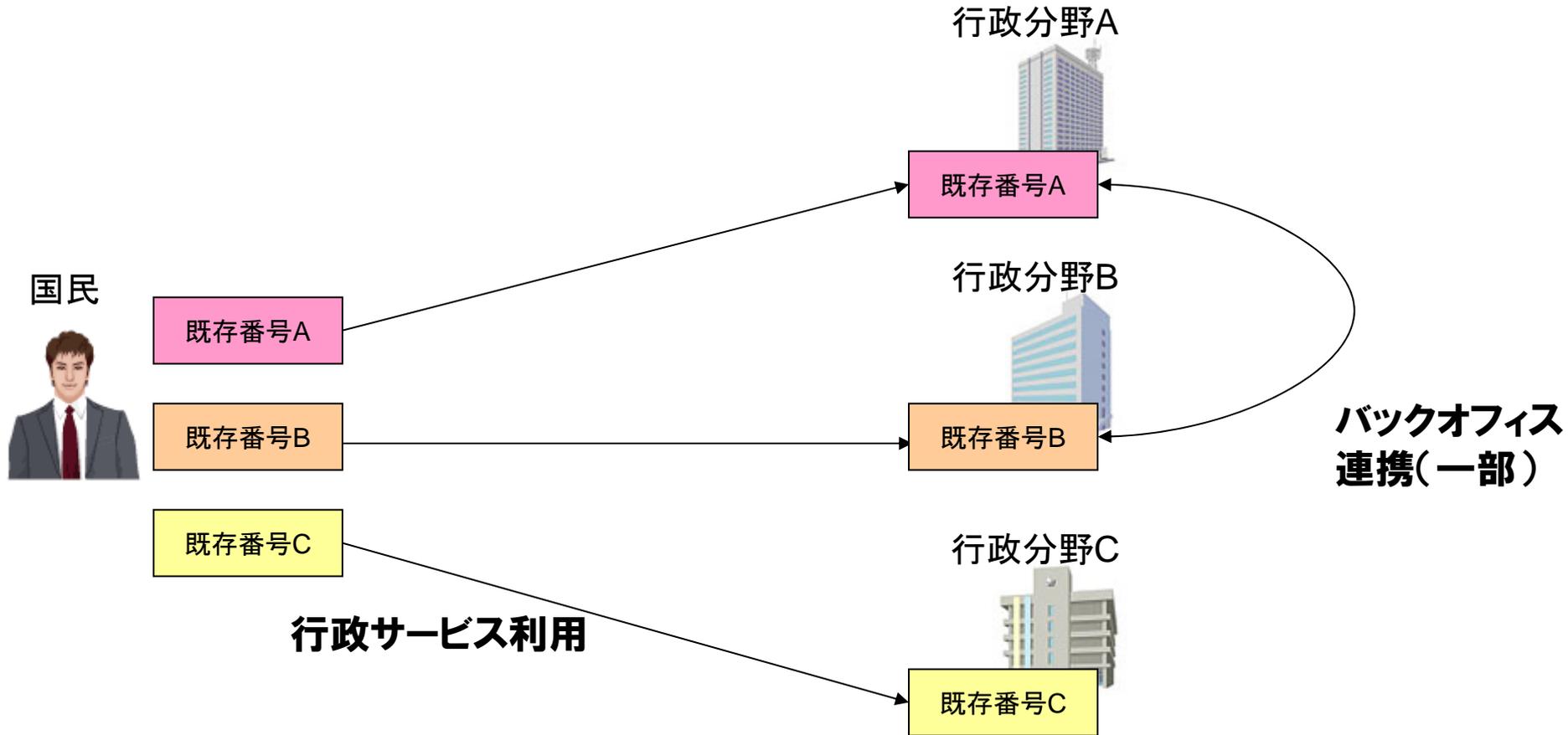
→これらの課題に対し、海外諸国はどのように対処しているか

2. 海外各国の番号制度

海外各国の番号制度

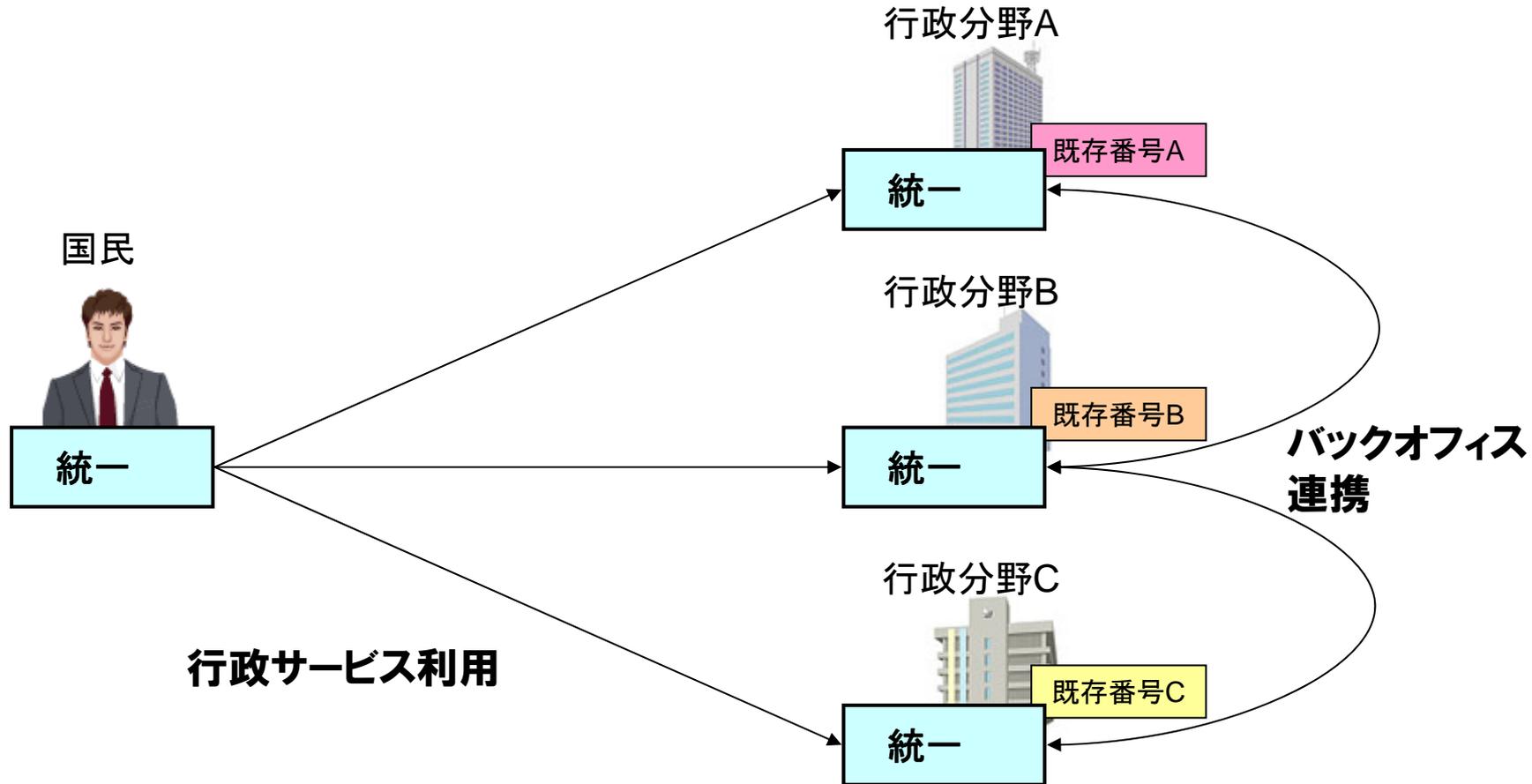
番号制度のモデル		概要	例
分野横断的な番号制度	①フラットモデル	・多くの分野で共通の番号を使用	エストニア 韓国 (イタリア) (米国)
分野別の番号制度	②セパレートモデル	・分野別に異なる番号を使用 ・番号間には関連性がない。	英国 ドイツ フランス
上2つの折衷的な番号制度	③セクトラルモデル	・行政機関は分野別に異なる番号を使用するが、国民は1つの番号を使用 ・番号間には関連性がある。	オーストリア

②セパレートモデル



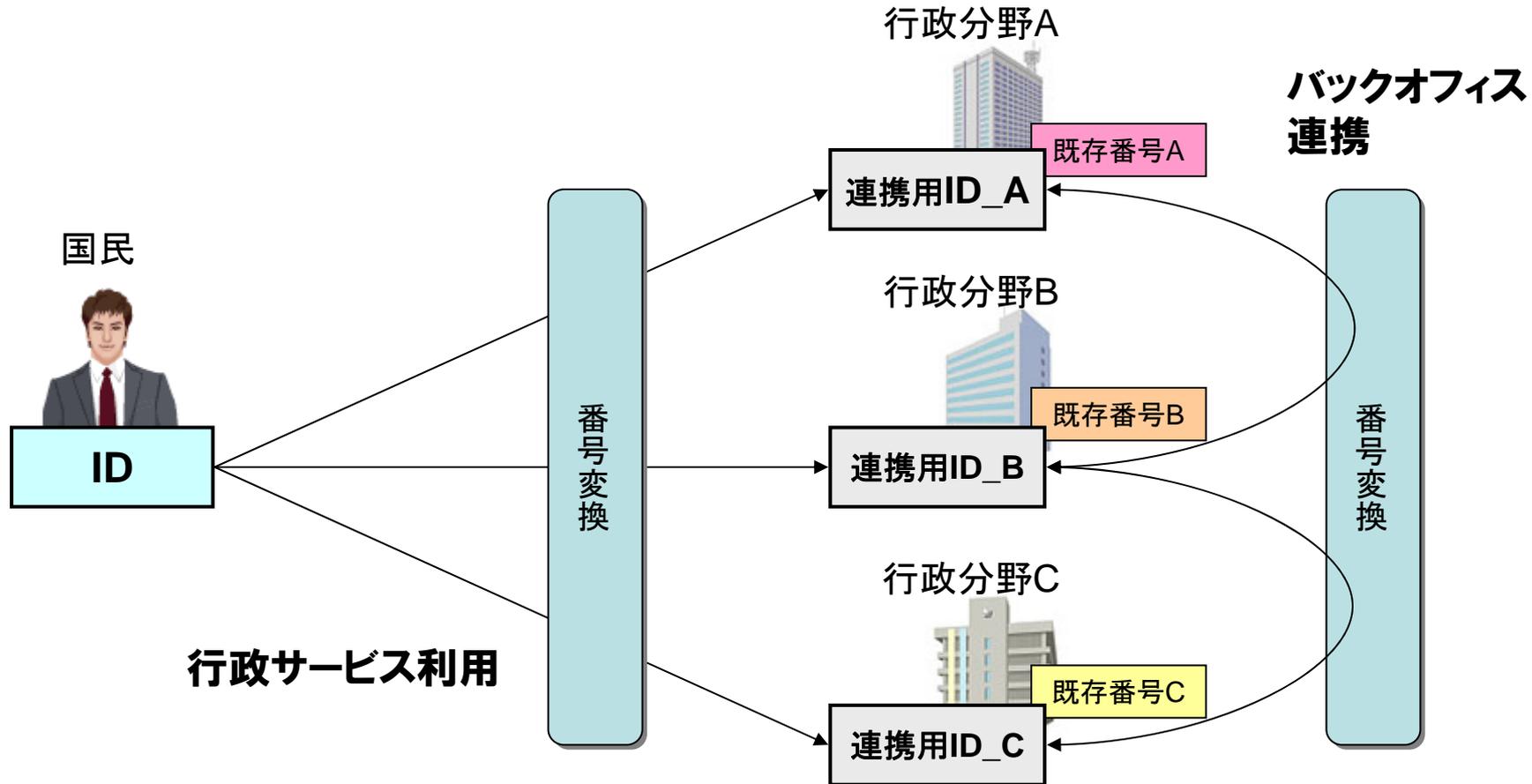
- 国民は行政分野毎に番号(カード等)を管理する必要がある
- 各機関が保有する個人データを分野間で連携して利用しにくい
- 行政職員による不正利用時や漏洩時のデータマッチングのリスクが相対的に低い
- 番号漏洩時の影響範囲(再付番の範囲)が限定的

①フラットモデル



- 国民は行政分野毎に番号(カード等)を管理する必要がない
- 各機関が保有する個人データを分野間で連携して利用しやすい(手続きのワンストップ化等)
- 行政職員による不正利用時や漏洩時のデータマッチングのリスクが相対的に高い
- 番号漏洩時の影響範囲(再付番の範囲)が大きい

③セクトラルモデル



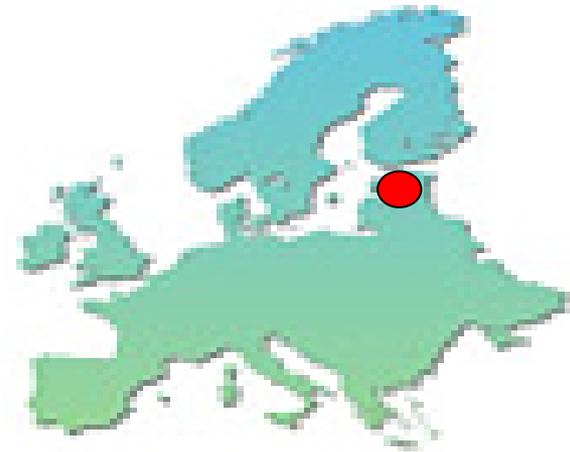
- 国民は行政分野毎に番号(カード等)を管理する必要がない
- 各機関が保有する個人データを分野間で連携して利用しやすい(手続きのワンストップ化等)
- 行政職員による不正利用時や漏洩時のデータマッチングのリスクが相対的に低い
- 番号漏洩時の影響範囲(再付番の範囲)が限定的

フラットモデルとセクトラルモデルの違い

- フラットモデルもセクトラルモデルも、国民からのアクセスキーの一本化とバックオフィス連携によって「電子行政サービスの高度化」を目的としている点は変わらない。
 - 導入にあたって、各分野の既存番号と新たな番号との紐付けが必要になる点も変わらない。
- 両者で異なるのは、セクトラルモデルでは住民のプライバシーやセキュリティに対する配慮が加味されていること。
 - その結果として、サービス途中で「番号変換」の機能が必要になること。

エストニア

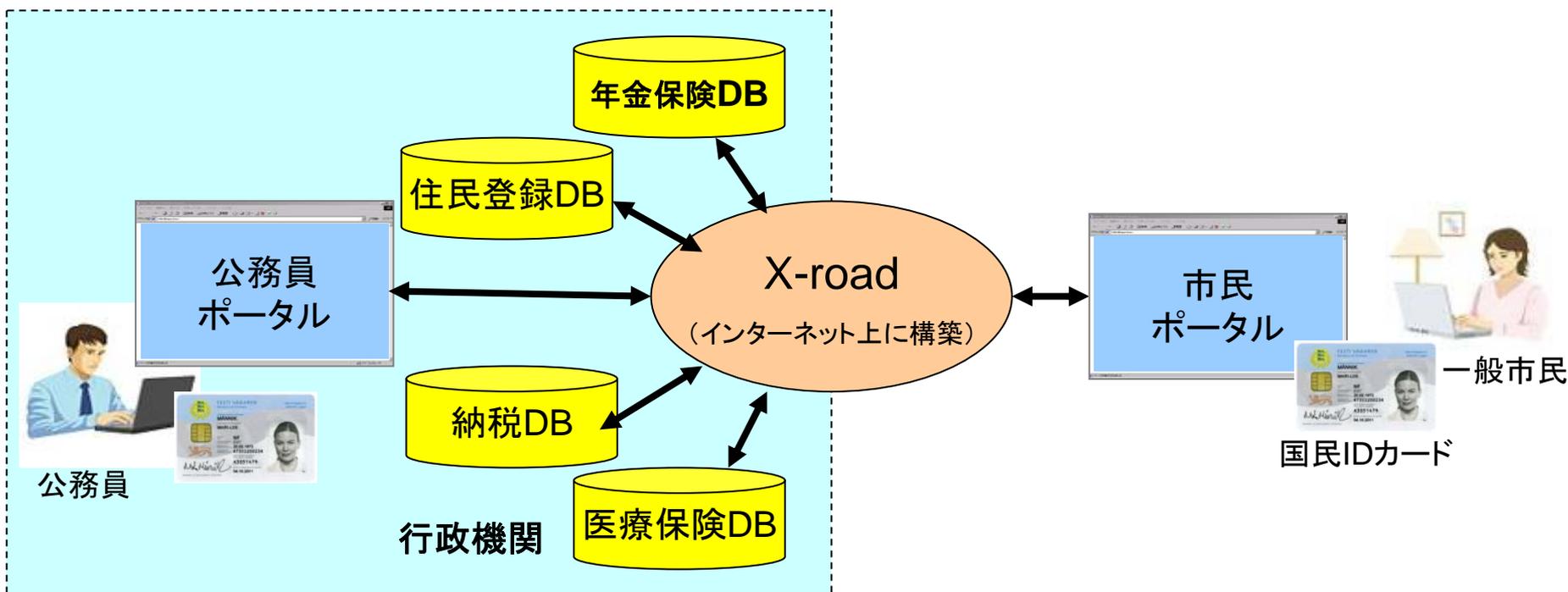
- エストニア共和国
- 人口:約134万人
- 面積:約4.5万km² (日本の約9分の1)
- 首都:タリン(40万人)
- 言語:エストニア語
- 政治体制:共和制
- 国連電子政府ランキング:20位(2010年)



X-roadというデータ連携基盤が整備され、国民IDカードを利用した住民向けサービスが豊富である。

エストニア: X-road (クロスロード)

- 全ての行政機関のDBを接続するデータ連携基盤。
- 行政機関間のデータ連携、利用者(国民、公務員)からのアクセスポイントの一元化、ワンストップサービスを実現
- 行政機関のみならず、銀行や医療機関等の民間機関も接続
 - 例: 出産時、病院が出生届をX-roadで行政へ送付、母親が何もしなくても児童手当や出産給付金が銀行口座に振り込まれる
- データ連携のキーになるのが、国民ID番号

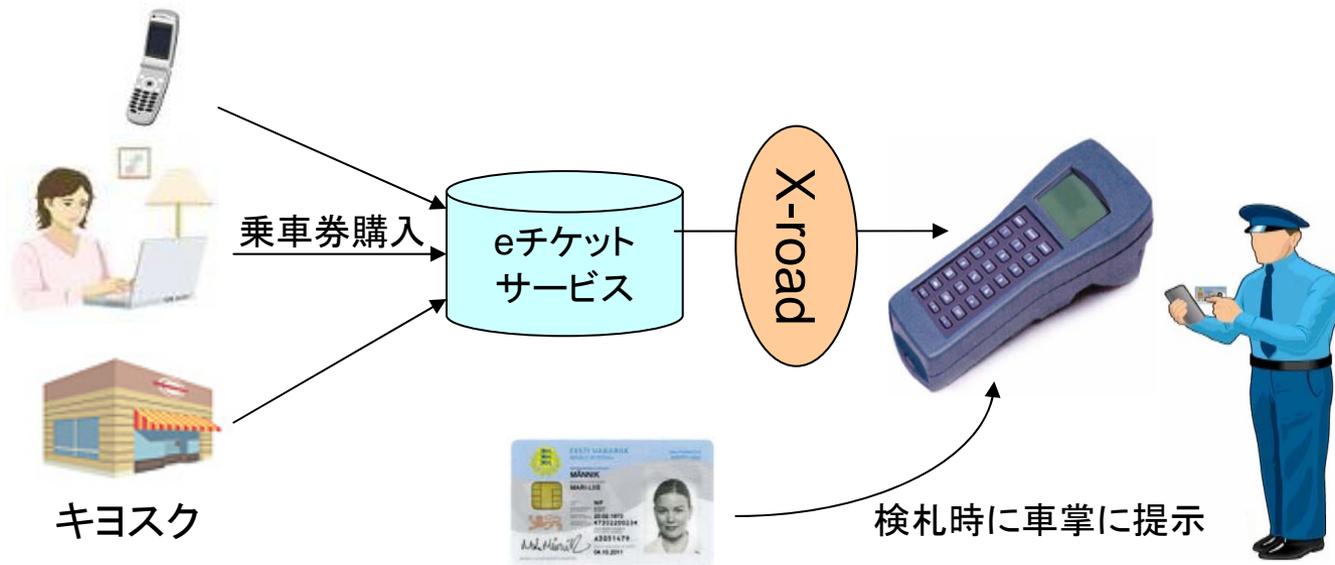


エストニア：国民IDカードとサービス

- 国民IDカードの発行枚数約100万枚。
- 様々な住民向けサービス(行政サービス、公共サービス)で利用できる。
 - 運転免許証や健康保険証の代替
 - 乗車券の代替、駐車料金支払い
 - 市民ポータルへのログイン、インターネットバンキング 等



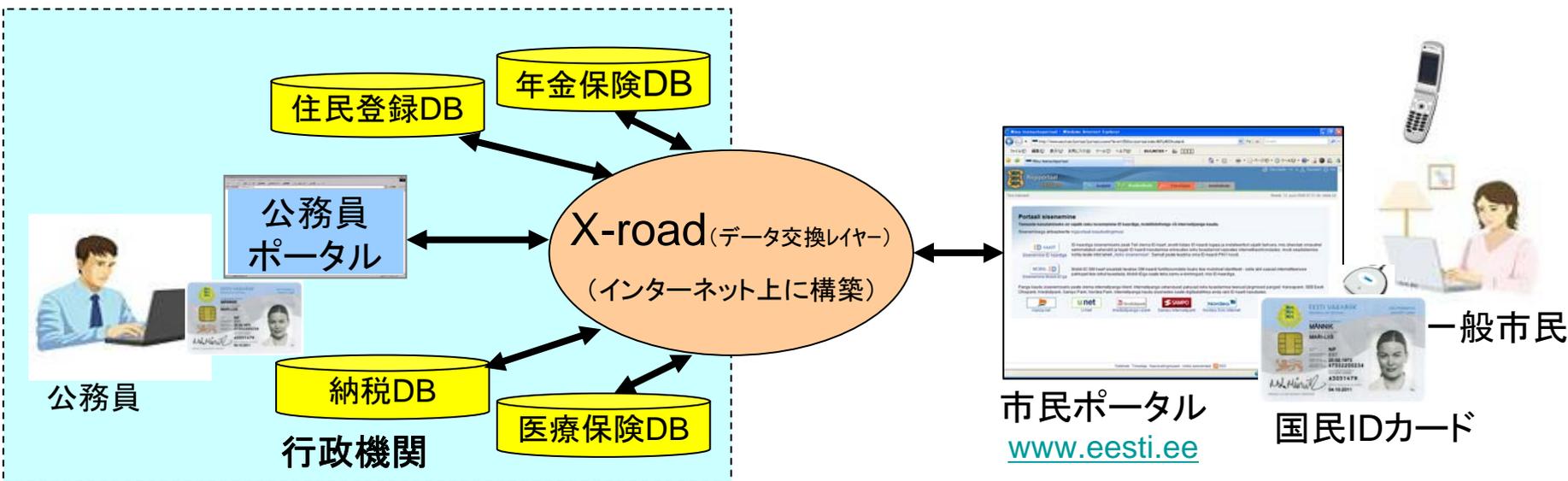
(例) 公共交通機関の乗車券(1週間の定期券など)としての利用



図の出典：証明書発行センター(SK)資料

エストニア： 市民ポータル(電子私書箱)

- 各種オンライン行政手続きの入口
- 国民IDカードとパスワードでログインする(新しいPCにはカードリーダーが標準装備)
- 各行政機関が保有する自分の個人データを閲覧できる
 - 年金情報、納税情報、医療保険情報、自動車登録、不動産、犯罪歴、銀行口座残高等
- 自分の個人データをいつ誰が参照したか、そのアクセス記録を確認できる
 - アクセス者(公務員)のID番号が無期限に保存されている



イタリア

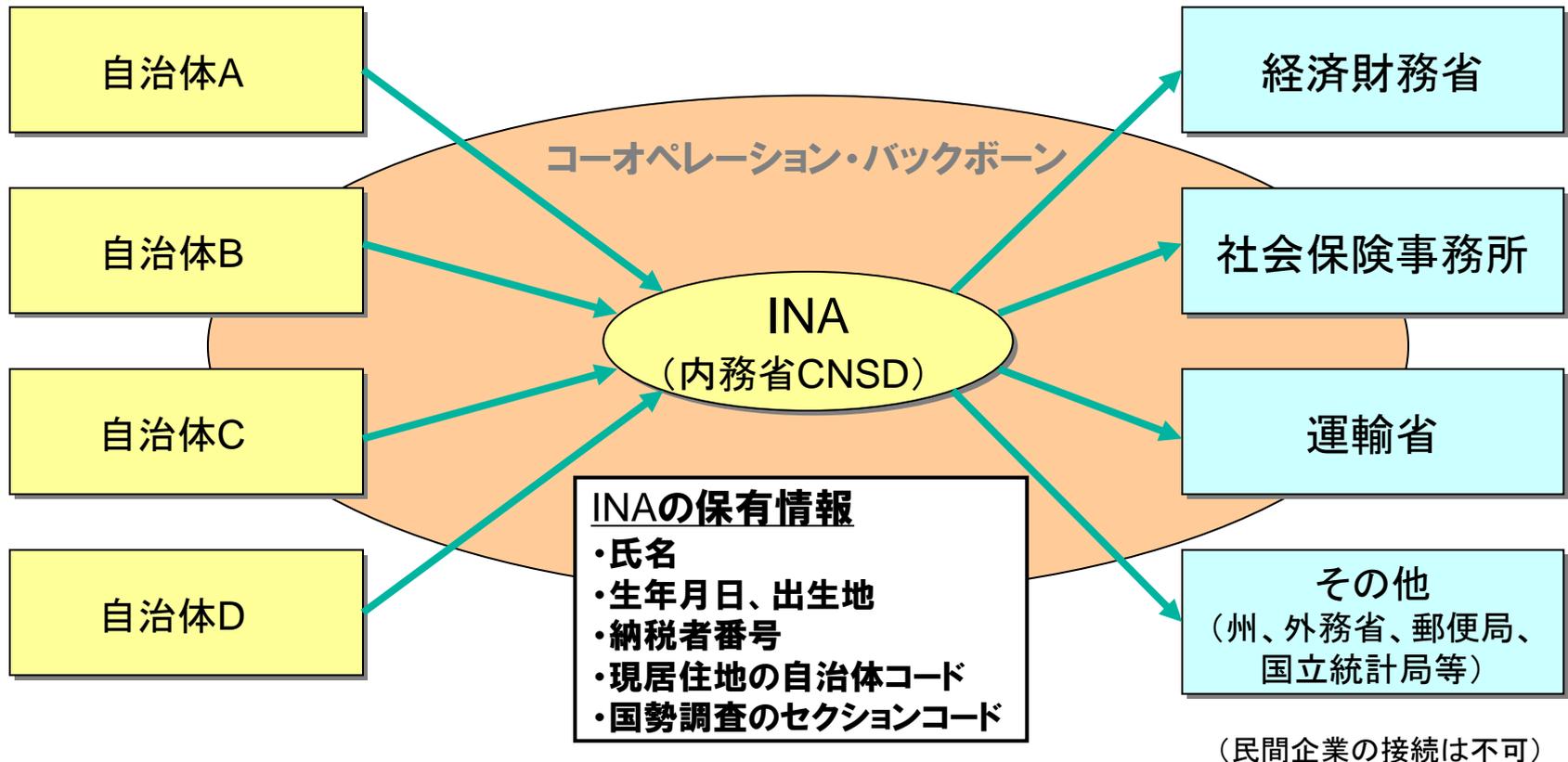
- イタリア共和国
- 人口:約5930万人
- 面積:約30.1万km²(日本の約4/5)
- 首都:ローマ(約270万人)
- 言語:イタリア語
- 政治体制:共和制
- 国連電子政府ランキング:38位(2010年)



いち早くeIDカードを導入するも、自主性の強い州の取組みが先行。住民情報の連携システムを通じて異動情報を各機関にプッシュ型で通知。

イタリア： INA(全国住民登録台帳インデックス)

- 自治体で管理する住民登録台帳上の異動情報を、関連する行政機関にプッシュ型で通知するためのネットワーク・システム。
- 変更時、INAには(保有情報以外の)個人情報には保存しない。
- 自治体からINAに送信される異動情報は、出生／死亡／配偶者の死亡／結婚／離婚／住所変更／国籍変更／氏名変更など計18手続き。
- EIC(国民電子IDカード)の発行管理(二重発行防止等)もINAにおいて実施。

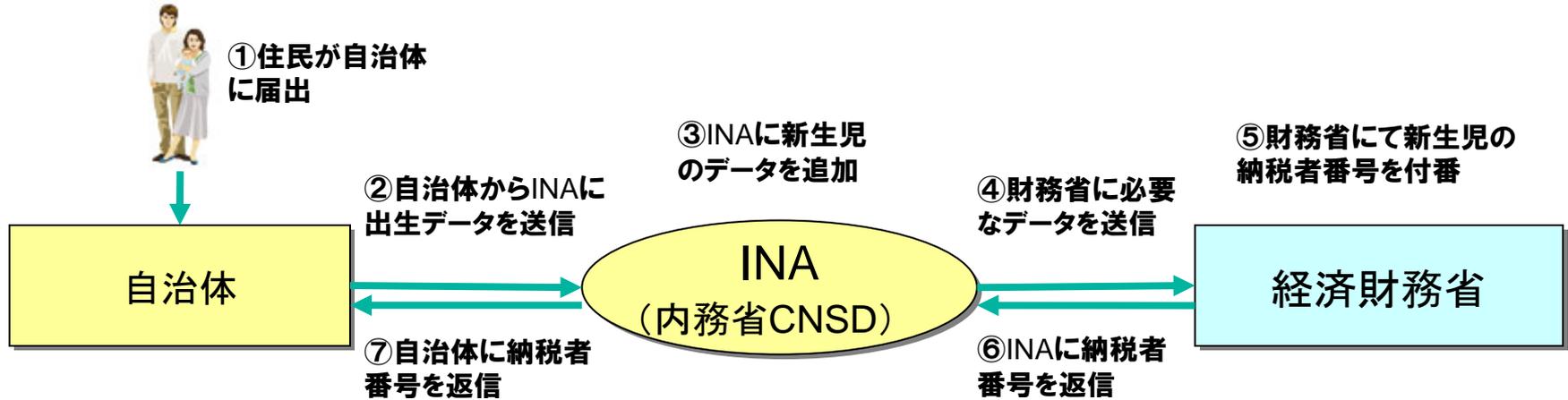


イタリア： INA(全国住民登録台帳インデックス)

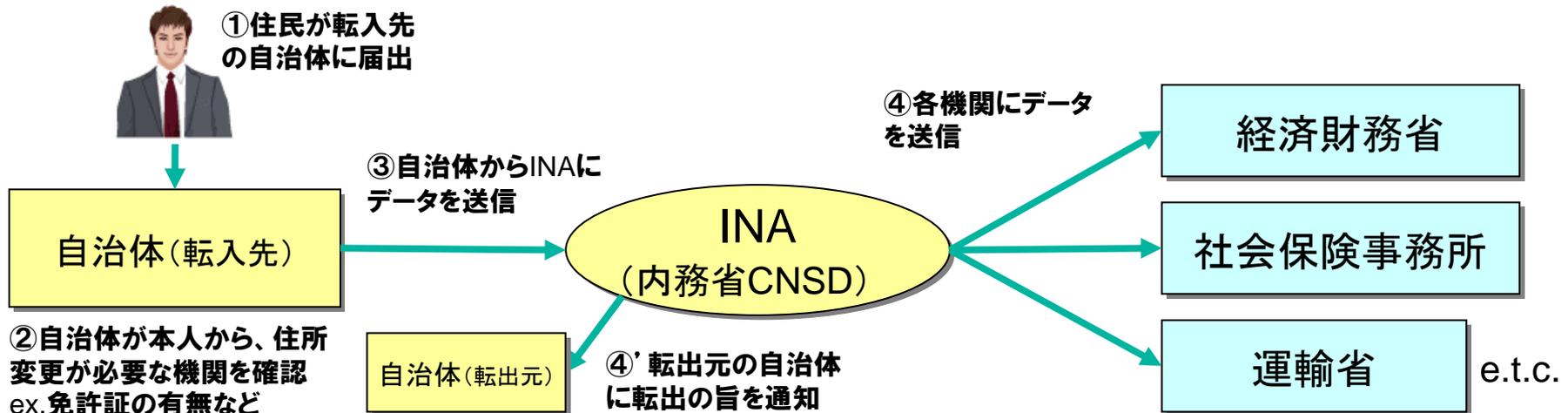
- INA(Indice Nazionale delle Anagrafi, 全国住民登録台帳インデックス)
 - 2000年の法令により設立。内務省のCNSD(人口統計サービス国立センター)が管理。
 - 全8102の自治体(comune)と接続。中央省庁や州(全20州)とも接続。地方の社会保険事務所(国の機関)とも接続。
 - INAで保有するのは、以下のデータのみ。それ以外のデータは、送受信することはあっても、保有しない。
 - 氏名
 - 生年月日、出生地
 - 納税者番号
 - 現居住地の自治体コード
 - 国勢調査のセクションコード
 - 各自治体とINAの間ではデータを相互に送信できるが、プライバシー保護のため、INAと各行政機関の間の送信はINAから行政機関への一方通行のみである。(ただし、次頁の納税者番号付番時は例外。)
 - 行政機関間でデータ照会が必要な場合は、INAを通さずに直接やり取りを行う。
 - INAに接続できるのは行政機関のみであり、民間企業は接続できない。
 - INAの保有情報については、EICを用いて本人が閲覧可能とする予定。自分に関するデータがINA経由でどの機関に送信されたかも確認できるようにする予定。
- 自治体からINAに送信される住民データ変更の種類
 - 出生／死亡／配偶者の死去
 - 結婚／離婚／婚姻取り消し／父親または母親であることの変更
 - 住所変更／他の自治体からの転入／他の自治体への転出
 - 外国からの転入／居住許可／国籍変更
 - 氏名変更／性別変更
 - 住民登録台帳上の変更の訂正・取り消し など計18手続き

イタリア： INAを介した住民データ変更の例

- 出生時:



- 住所変更時:



イタリア： 納税者番号

- 経済財務省によって一意に割り当てられたコード。
- 16桁の英数字から成り、生年月日を含む。住民、外国人(必要な場合)、および法人が対象。
- 住民には出生時に付番される。生涯不変ではなく、例えば氏名変更の際に変更される。
- EIC(国民IDカード)、NSC(国民サービスカード)の券面・チップに記載。
- 税分野、社会保障分野、住民登録分野等で利用。
- INAでの利用
 - INAでは納税者番号を使って各機関に変更情報を流しているが、納税者番号は厳密には「国民識別番号」ではなく、便宜的に使っている。
 - 納税者番号のみでは識別子として機能せず、他に流す情報と一緒に機能する。
- 納税者番号に対する国民感情等
 - 「納税者番号を各分野で統一的に使うことについて、住民からの反対意見は特にない。生まれたときから付番され、使っているためである。」(cf. 納税者番号制度は1977年から開始。)
 - 個人情報保護の第三者機関(Garante per la Protezione deidati Personali)は、国が新しい個人情報DBを構築する際に、必ず見解を公表することとなっている。INAについては、民間機関が接続しないということでOKであった。
 - また、INAは限られた個人情報しか持たず、INAから各機関に送信できる情報は法令上で規定されている。

イタリア：EIC(国民電子IDカード)

概要

- 内務省の管轄下で自治体が発行。
- 15歳以上のイタリア国民および在留外国人向け。
- 対面およびオンライン用。

経緯

- 2000年の内務省令に基づき、2001年から発行。様々な理由によりなかなか普及しなかった。
- そのため、2005年の法律において、2006年1月からは紙ベースのIDカードを順次EICに置き換えることを規定。
- ただし、今なお住民がEICか紙のIDカードかを選択でき、EICの発行手数料は25ユーロ、紙は10ユーロであるため、2010年9月現在で約200万枚の発行枚数に留まる。
- 自治体によっては、EICを発行していない所もある。南の自治体に多い。

導入目的

- ① 対面での住民の識別・認証
- ② オンラインでの住民の識別・認証

券面・チップ上の情報

- 発行自治体／氏名／出生地の自治体／生年月日
- 性別／身長／出生証明書の番号／顔写真
- 住所／発効日／有効期限／国籍／納税者番号
- 手書きサイン／国外での有効性／カード番号
- ※ 裏面のLaser bandにも同じ情報を印刷。
- ※ チップには認証用証明書も格納。署名用証明書は任意。
- ※ 2010年より指紋情報をチップに格納。



イタリア：ロンバルディア州サービスカード

- ロンバルディア州
 - ミラノを州都とするイタリア最大の州。
 - 医療費の全額を州で負担。州予算の8割が医療関連費。
 - 医療費削減のためにサービスカードとSISS(医療情報システム)を導入。
- ロンバルディア州サービスカード
 - カードの主要な用途は、「電子ヘルスカード」。
 - 全住民(900万人、外国人含む)に対してカードを発行済み。
 - カードは無料。有効期間5年間。
 - 裏面はEHIC(欧州健康保険カード)。
 - 券面・チップに納税者番号を記載・格納。
 - 顔写真がないので、物理的な身分証としては使えない。
 - 州から郵送され、身分証明書とともに州機関(病院等)に持参すると、PINを発行。
- 主な用途
 - ① オンライン医療サービスへのアクセス
 - 自分の医療記録(カルテ、処方箋、応急処置等)の確認
 - かかりつけ医のデータの閲覧・かかりつけ医の選択
 - 医療記録の取り扱いへの同意、特定の医者からのアクセスブロック
 - 専門医の予約 等
 - ② その他のオンライン行政サービスへのアクセス

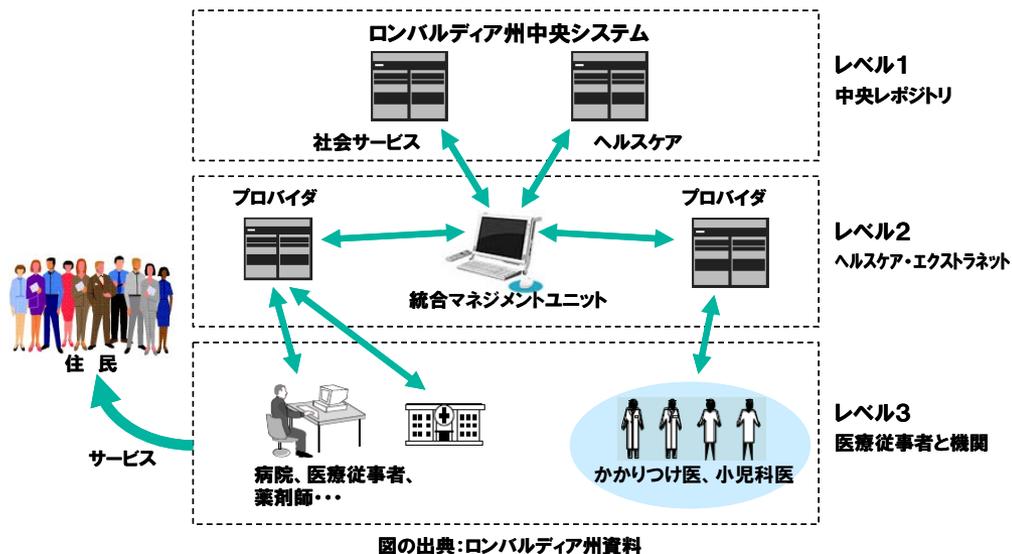


画像の出典:ロンバルディア州資料

イタリア：ロンバルディア州SISS

• SISS(医療情報システム)

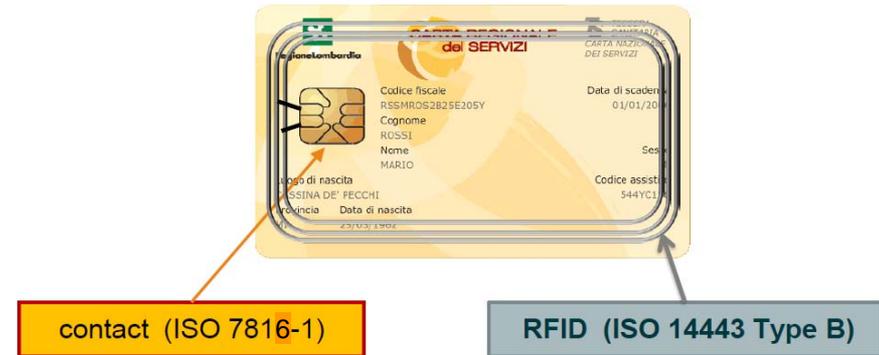
- 電子医療サービスの基盤として、州でSISS(医療情報システム)を構築。
- SISSに参加している医療機関は、患者の同意を得た上で、患者の医療記録にアクセス可能。
- アクセスの際には、医療従事者用のSISSカードによるログイン認証が必要(いわゆる2枚差し)。
- SISSカードで認証された医療従事者のみが医療記録への書き込みが可能。医療従事者のプロフィールに応じた権限設定あり。患者は書き込み不可。
- 全ての医療記録は州のサーバで一元管理。
- 普及状況(2010年10月時点)
 - 全ての公共病院、薬局がSISSに接続。95%のかかりつけ医、小児科医がSISSに接続。
 - 90%の処方箋をSISS経由で発行。



画像の出典:ロンバルディア州資料

イタリア：ロンバルディア州サービスカード(今後の計画)

- デュアルインターフェースカード
 - 従来の接触型に加え、非接触型インターフェースを持つカード。
 - 既に150万枚発行済み。
 - 公共交通機関等での利用を意図。(スイカやパスモのように利用)



図の出典:ロンバルディア州資料

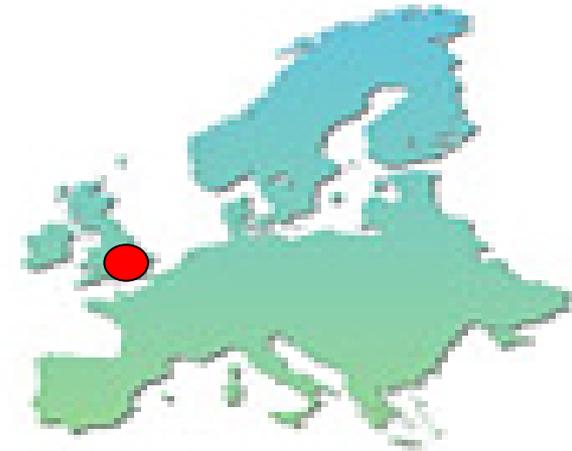
- 今後計画しているサービス
 - ① (既に提供しているサービス):
 - 電子ヘルスカード、電子政府、医療サービス支払い、公共図書館
 - ② テストフェーズのサービス:
 - 福祉サービス、アクセスコントロール、燃料値引きカード
 - ③ 研究フェーズのサービス:
 - 公共交通機関、民間サービス(駐車場、割引、ポイントカード、eチケット)

(参考)米国の社会保障番号(SSN)、Real ID法

- 米国では1936年に社会保障番号(SSN)が導入され、1962年に税務分野で利用されるようになって以降、運転免許、自動車登録等の行政分野や金融分野に利用拡大され、法令の規定がない民間分野でも広く利用されるようになった。その結果、SSNで名寄せされた個人情報販売やSSNを用いたなりすまし犯罪が社会問題となっている。
- SSNより厳密な本人確認手段としては州発行の運転免許証があるが、2001年の同時多発テロを契機に、州による運転免許証等のIDカードの発行基準を統一し、申請データの連邦・州政府間での共有を可能とするReal ID法案が2005年に可決された。しかし、各種の反対意見があり、現時点では導入されていない。

英国

- グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
- 人口:約6140万人
- 面積:約24.3万km² (日本の約2/3)
- 首都:ロンドン(約756万人)
- 言語:英語
- 政治体制:立憲君主制
- 国連電子政府ランキング:4位(2010年)



分野別の番号制度。2010年5月の政権交代に伴い、プライバシーや費用対効果の理由からIDカードおよび国民ID登録簿の廃止を決定。ID連携による民間IDの活用を通じた住民サービス高度化を図る。

英国： IDカード廃止の経緯

- IDカードの検討経緯
 - 2001年9月の同時多発テロを受けて、国家安全保障(テロ対策)を主要な目的として、2004年にIDカード法案が提出された。2006年3月に同法案は成立した。
 - このIDカード法では、生体情報を含む国民ID登録簿に構築し、これに基づいてIDカードを発行することを規定。
 - IDカード・国民ID登録簿の導入目的
 - ①個人に自分の身元を証明する手段を与えること
 - ②公共の利益のために(公務員等に)個人の身元を確認する手段を提供すること
 - 国家安全保障(テロ対策) – 犯罪予防と犯罪の発見
 - 入国管理の強化 – 不法就労禁止の強化
 - 公共サービスの効率的な提供
 - 2009年11月、マンチェスターにてIDカードの発行開始。発行手数料は30ポンドだった。

英国： IDカード廃止の経緯

- IDカード計画の廃止
 - 2009年11月、マンチェスターにてIDカードの発行開始。
 - 2010年5月に13年ぶりに政権交代となった影響で、IDカードは廃止に。
 - 政府は2010年5月26日に、国民向けIDカードとEEA向けのIDカードと国民ID登録簿構築の廃止を規定したIDドキュメント法案を提出。非EEA向けの生体在留許可証については廃止せず。
 - 同法案は(2010年11月1日現在)下院を通過して上院で審議中だが、成立の見込み。
 - 主幹部門である内務省IPS(アイデンティティ・パスポート・サービス)は、IDカードの既存取得者に、廃止の旨を通知。
- 廃止の理由
 - ①IDカードや国民ID登録簿の費用対効果が良くないこと。
 - 2006年の政府見積りでは、これらのIDカードスキームに10年間で54億ポンド(初期費用2.9億ポンド、運用費用51億ポンド)の費用がかかる。
 - 反面、IDカードスキーム導入の目的(メリット)として挙げられたことの効果が乏しい。
 - 国家安全対策(テロ対策) → Identityそのものを変えてしまった人に対してIDカードは有効でない。
 - 公共サービスの効率的提供 → 既に様々なオンライン公共サービスがあり、認証手段も提供されている。
 - ②プライバシーや市民的自由(civil liberty)を侵害するおそれがあること。
 - 国民ID登録簿で指紋を含む個人データを国民ID登録番号の下で一元管理。「分散管理」から「一元管理」への方向性。
 - 2007年の歳入関税局での2500万人分のデータ入りCD-R紛失など、政府による情報管理の安全性への懸念。

(参考)英国： 計画されていたIDカードスキームの概要

- IDカード(Identity Card)
 - 英国内に居住する16歳以上が対象。取得は任意。
 - 身分証明書、EU域内パスポートとして機能。
 - 地域の登録センターでカード発行を申請した個人は、自分の個人データと、生体情報(指紋と顔写真)を提供することを要求される。個人データは、政府が保有する様々なリソースを参照することで検証。
 - 申請者の個人データの詳細はカードのチップ上に書き込まれる。
 - カード券面には下記の国民ID登録番号を記載しない。
- 国民ID登録簿(National Identity Register)
 - 英国内に居住する16歳以上について、IDカードやその他の指定書類(パスポート、運転免許証等)の申請者には、国民ID登録簿への登録を義務付け。
 - 登録された個人にユニークな番号(国民ID登録番号)を付番。
 - 下記の情報が登録可能。
 - 氏名、性別、生年月日、出生地、身体的特徴(生体情報含む)
 - 主な居住地の住所、その他の居住地の住所、旧住所
 - 国籍、在留資格、国民ID登録番号、国民保険番号、パスポート番号、運転免許証番号、番号の有効期間 など
 - 民間企業も国民ID登録簿から個人データを取得可能。
 - 本人が申請した場合、または本人が同意している場合
 - 取得可能な情報
 - 氏名、性別、生年月日、出生地、主な居住地の住所、その他の居住地の住所、国籍、在留資格
 - 国民ID登録番号、国民保険番号、パスポート番号、運転免許証番号、番号の有効期間
 - 顔写真、署名、IDカードの有効性
 - 国民ID登録簿に登録された指紋情報との照合情報 など

英国： 主要団体による反対意見

- No2ID（2004年設立のIDカード反対団体）

項目	No2IDの反対意見
プライバシーや市民的自由について	<ul style="list-style-type: none">・国民ID登録簿で、1つの番号の下に個人データを必要以上に集約させることは大きな問題。・番号を1つにすると、異なるDB間のデータがリンクされ、ある人の個人データの集合体を知りえた他人によってなりすましをされたり、その人が差別を受けたりするおそれがある。・歳入関税局などの情報漏えい事件があって、国民は政府による個人情報管理に不安を感じている。
導入の費用対効果について	<ul style="list-style-type: none">・IDカードスキームの導入には50億~200億ポンドのコストがかかる。・それに対し、IDカードスキーム導入による「公共サービスの効率化」については、実証できていない。・「給付金詐欺」については、IDカードスキームを導入しても微々たる金額しかセーブできない。・「ID詐欺」については、17億ポンドの削減になるが、これは銀行やクレジットカード会社の利益であり、個人には30ポンド払ってIDカードを取得するだけの利益にならない。
「テロ対策」としてのIDカードスキームについて	<ul style="list-style-type: none">・テロリストか否かはIDカードで事前に判別できない。それよりも諜報活動の方が重要。・IDカード導入がどのようにテロ対策に結び付くのか、IDカード法案を提出したデヴィット・ブランケット内務大臣にマスコミや反対派が質問したが、適切な回答がなかった。

- Liberty（1934年設立の人権団体）

- 50億ポンドというコストに比べて、導入で期待できる効果が乏しい。
- 個人に関する数多くの情報が国民ID登録簿に保持され、数多くの政府機関や契約事業者に情報が共有される。 など

- 情報コミッショナー（個人情報保護の第三者機関）

- IDカード法（2006年）制定の過程で、法案に対する懸念を表明。
 - 国民ID登録簿に必要以上のデータが記録される。
 - サービス提供者によるIDカードの確認履歴まで国民ID登録簿に記録されたため、個人がIDカードがいつどこで利用したかの全体像が政府によって把握されてしまう。

英国：分野別の番号制度

- 分野別の番号制度（英国政府CIO意見）
 - 「英国では歴史的に分野別の番号制度をとっており、各省庁がそれぞれ番号を付番してサービスを提供。」
 - 「市民的自由 (civil liberty) と効率性の2つの考え方がある。単一の番号はより効率的ではあるが、その反面、アイデンティティ・セフト等のリスクが高くなる。米国のSSNを見れば分かるように、単一の番号はアイデンティティ・セフトのリスクを高める。データ共有とデータ保護とのバランスが必要である。そのために、各省庁で別々に番号を管理している。」
 - 「市民に対して公共サービスの効率性を高めるために、Tell us Once等の新たな取り組みを行っている。いくつかのシステムでは異なる番号間にリンクを張っている(後述のPVSなど)。」
- 番号の種類
 - 国民保険番号
 - 国民健康保険サービス番号 (NHS番号)
 - パスポート番号
 - 運転免許証番号
 - 納税者番号 (Unique Taxpayer Reference、歳入関税局が個人事業主に発行する番号) など

英国： 行政機関間のデータ連携

- 英国には行政機関間のデータ連携用の共通プラットフォームのようなものはなく、各機関間で必要に応じて個別にやり取りをしている。下記はその事例。
- パスポート検証サービス(PVS)
 - 2006年に開始。内務省IPSがサービス提供。
 - 運転免許証申請時、口座開設時など、利用者が本人確認書類としてパスポートを提示した際、IPSのパスポートDBに照会することでパスポートの有効性を検証するサービス。
 - 政府機関や、FSA(財務サービス庁)によって規制される民間企業(銀行、保険会社など)が利用可能

PVSのサービス分類		概要	利用機関
政府機関向けサービス	OmniBase	OmniBaseというオンラインシステムを用いて、ブラウザでパスポートDB上のパスポートデータを閲覧できる。GSI(政府セキュア・イントラネット)を利用。	雇用年金省、歳入関税局、犯罪記録局等
	OmniBase AutoCheck	いくつかの政府機関は自システムを直接、IPSのシステムに接続。	運転免許庁等
民間企業向けサービス		民間企業は電話でIPSのコールセンターに照会。当該パスポートが存在すること、DB上の記録とデータが合致すること、紛失や盗難届が出されていないこと等の回答を受ける。	銀行、保険会社等

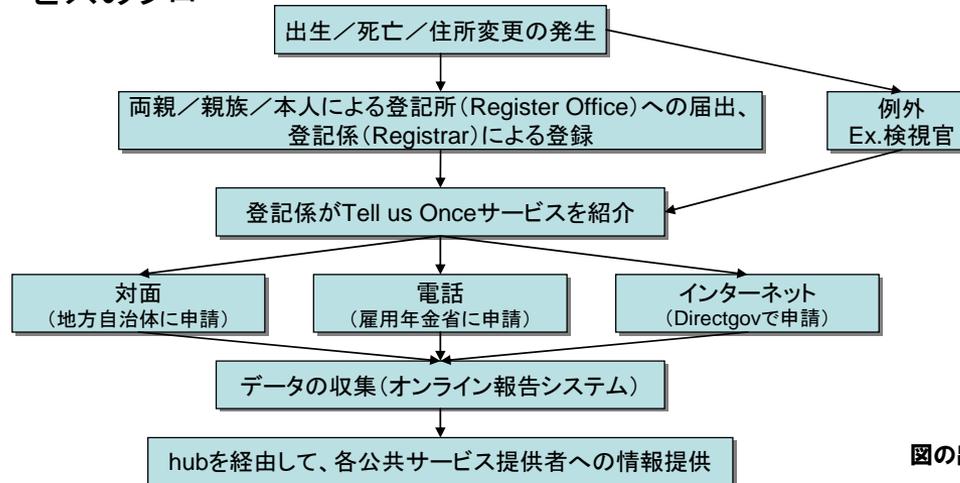
- 運転免許庁でのサービス例：
 - インターネットで運転免許証の申請が可能。2006年発行開始の生体パスポートであれば、利用者がインターネット上でパスポート番号を入力すると、運転免許庁のシステムがIPSのパスポートDB上の記録と自動照合してくれる。利用者の同意があれば、パスポートDBから顔写真と手書き署名を取得し、運転免許証に記載することも可能。
- Tell us Once (次頁参照)

英国: Tell us Once (ワンストップサービス)

- 出生、死亡、住所変更について、住民は行政機関に1回のみ届出をすれば、必要な全ての行政機関に通知してくれるワンストップサービス。
- 2008年1月からパイロット開始。
- 対面での届出は自治体、電話での届出は雇用年金省、インターネットでの届出はDirectgovに行く。
- 下表の計24の公共サービスに通知される。

機関	Tell us Onceによる異動情報の通知を受ける公共サービス
地方自治体	成人サービス、児童サービス、ブルーバッジ、電子サービス、図書館サービス、公営住宅、住宅手当、地方税控除 (council tax benefit)、地方税、地方 (council) への支払い
雇用年金省	死別手当、国家恩給、年金、介護手当、障害手当、介護人手当、就業不能手当? (incapacity allowance)、所得補助金、失業手当給付金
内務省IPS	パスポート
歳入関税局	労働者税額控除 (working tax credit)、児童税額控除、児童手当
運転免許庁	運転免許証

- Tell us Onceサービスのフロー



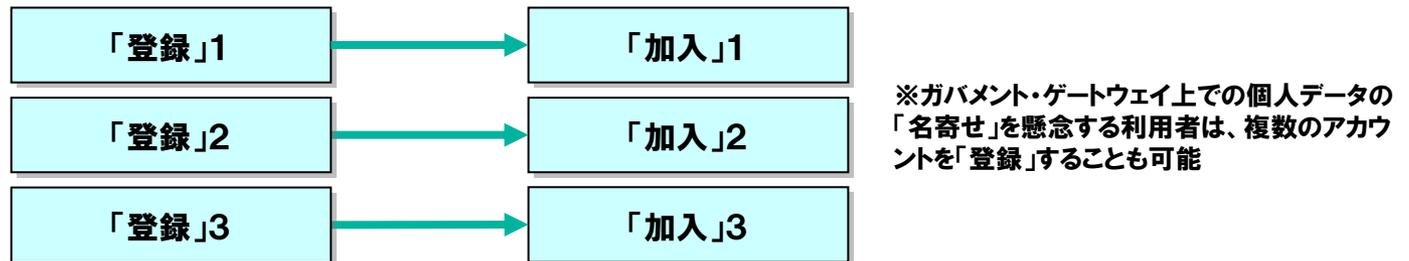
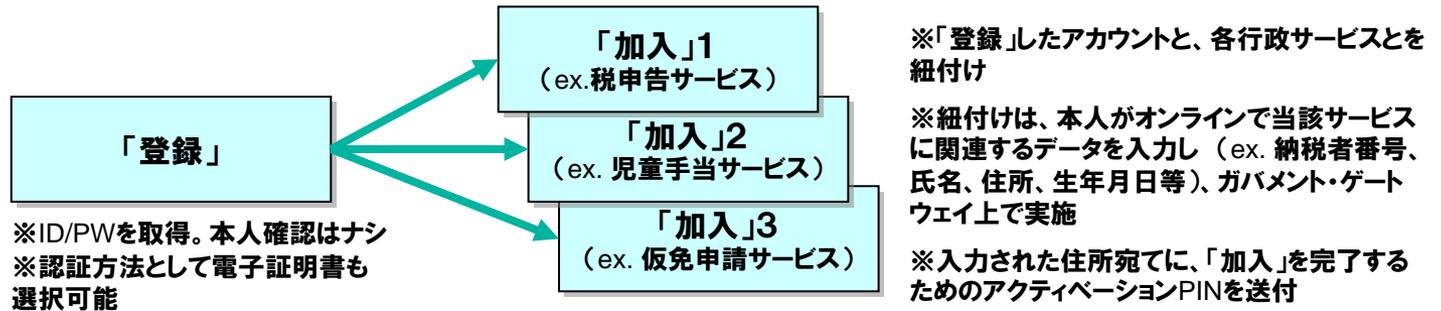
図の出典: 英国内務省資料に加筆

英国：ガバメント・ゲートウェイ

概要

- 利用者が各種のオンライン行政サービスに登録する際に、単一のコンタクトポイントとなるサイト。
- ガバメント・ゲートウェイに「登録(Registration)」した上で、各行政サービスに「加入(Enrollment)」をする。
 - 各行政サービスについては、DirectgovやNHS Choicesというポータルに統合する予定。

「登録」と「加入」

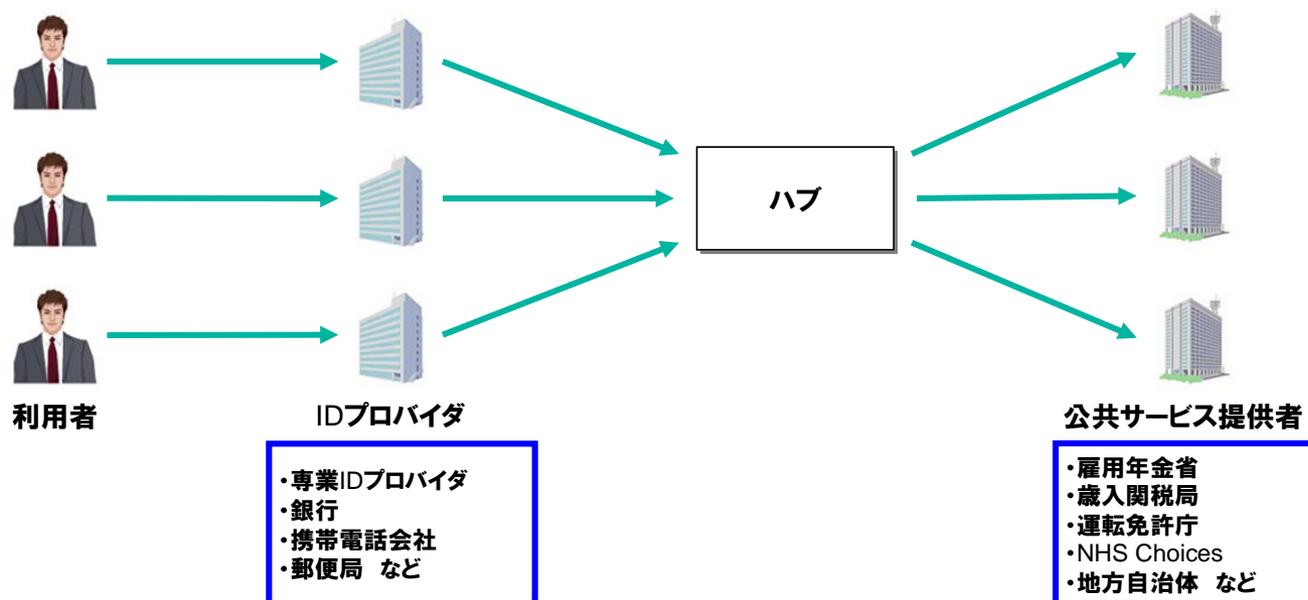


利用可能サービス

- 個人向けサービス: 税申告、児童手当、児童税額控除、国家恩給予測、年金資格確認、仮免申請、駐車違反支払いなど約80のサービス
- 企業向けサービス: 法人税、付加価値税、源泉課税(PAYE)など約35のサービス
- 代理人向けサービス: 会計士向けサービス等

英国： アイデンティティ・アシュアランス(計画中)

- 2012年4月からの導入が目標。
- 銀行など民間のアイデンティティ・プロバイダ (IDプロバイダ、官も可) が発行するIDで、公共サービスへのログインを可能とするスキーム。
- ハブにて、利用者が提示したIDの保証レベルと、公共サービス提供者が必要とする保証レベルとのマッチングを行う。
- IDの保証レベルは、ID発行時の本人確認プロセス等に基づき、政府が標準化する。
- 初期設定時には、IDプロバイダが発行したIDと、各公共サービスとを紐付けることが必要。この時、IDプロバイダが保有するミニマム・アイデンティティセット (氏名、生年月日、郵便コードの3情報) が公共サービスプロバイダに提供される模様。



ドイツ

- ドイツ連邦共和国
- 人口:約8,200万人
- 面積:約35.7万km² (日本の約94%)
- 首都:ベルリン(343万人)
- 言語:ドイツ語
- 政治体制: 16の州からなる連邦共和制
- 国連電子政府ランキング: 15位(2010年)

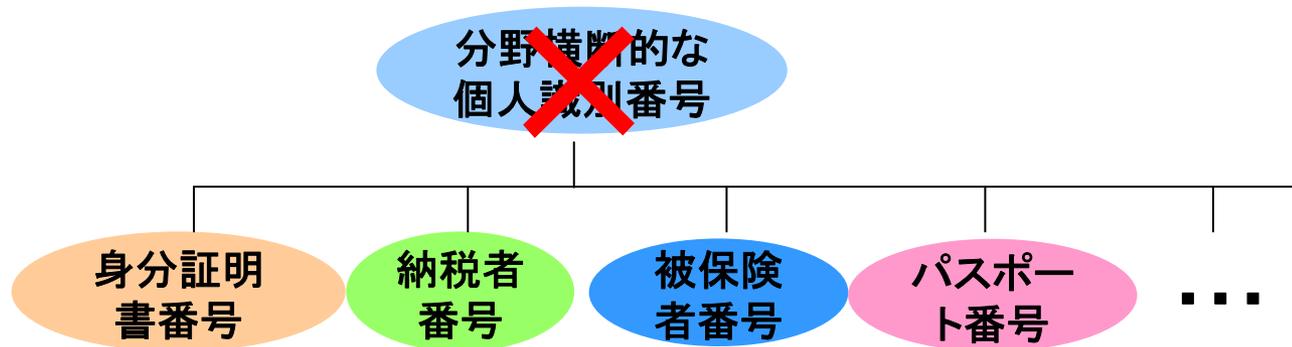


国の規模が日本とほぼ同じで、プライバシーに対する国民意識も類似している。

ドイツ：行政分野別の番号制度

- ドイツでは、行政分野ごとに異なる個人識別番号を付番。
- 1970年代に、住民登録等の行政事務の効率化を目的に、個人識別番号の導入が提起されたが、連邦憲法裁判所が分野横断的な個人識別番号は違憲との見解を示す。

「行政機関は国民の生活を管理・監視するようなデータの持ち方をしてはいけない」

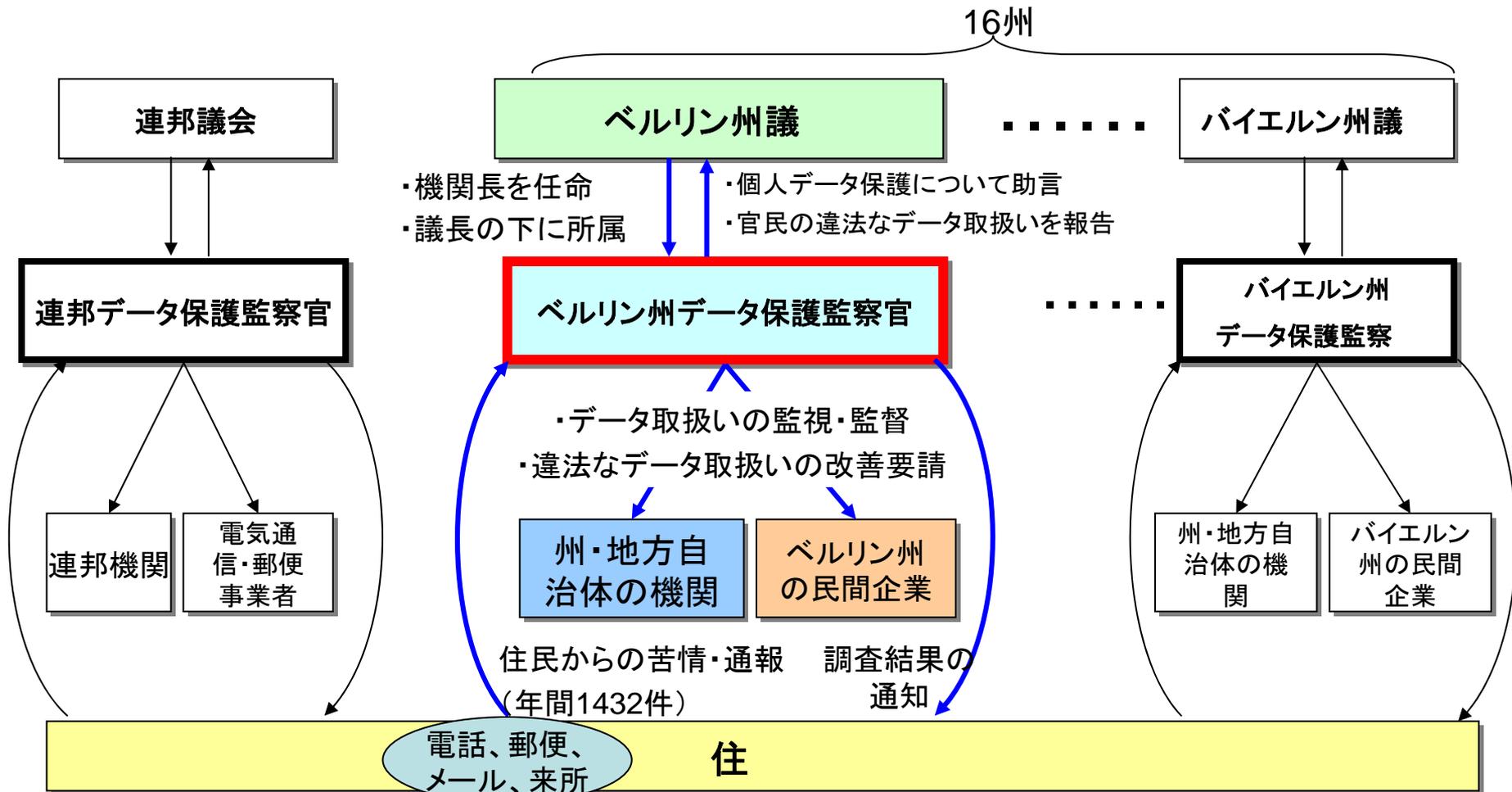


出典：国際社会経済研究所／NEC総研「海外住民データベースの状況と地域情報化の進展に関する調査研究報告書」(2008年3月)

ドイツ：データ保護監察官(ベルリン州の例)

ドイツの「データ保護監察官」

- ・行政・民間における個人データの取扱いを監視する中立的な第三者機関。連邦、16の各州に存在。
- ・住民は、データ保護監察官を通じて、官民における疑義ある個人データ取扱いを調査できる。



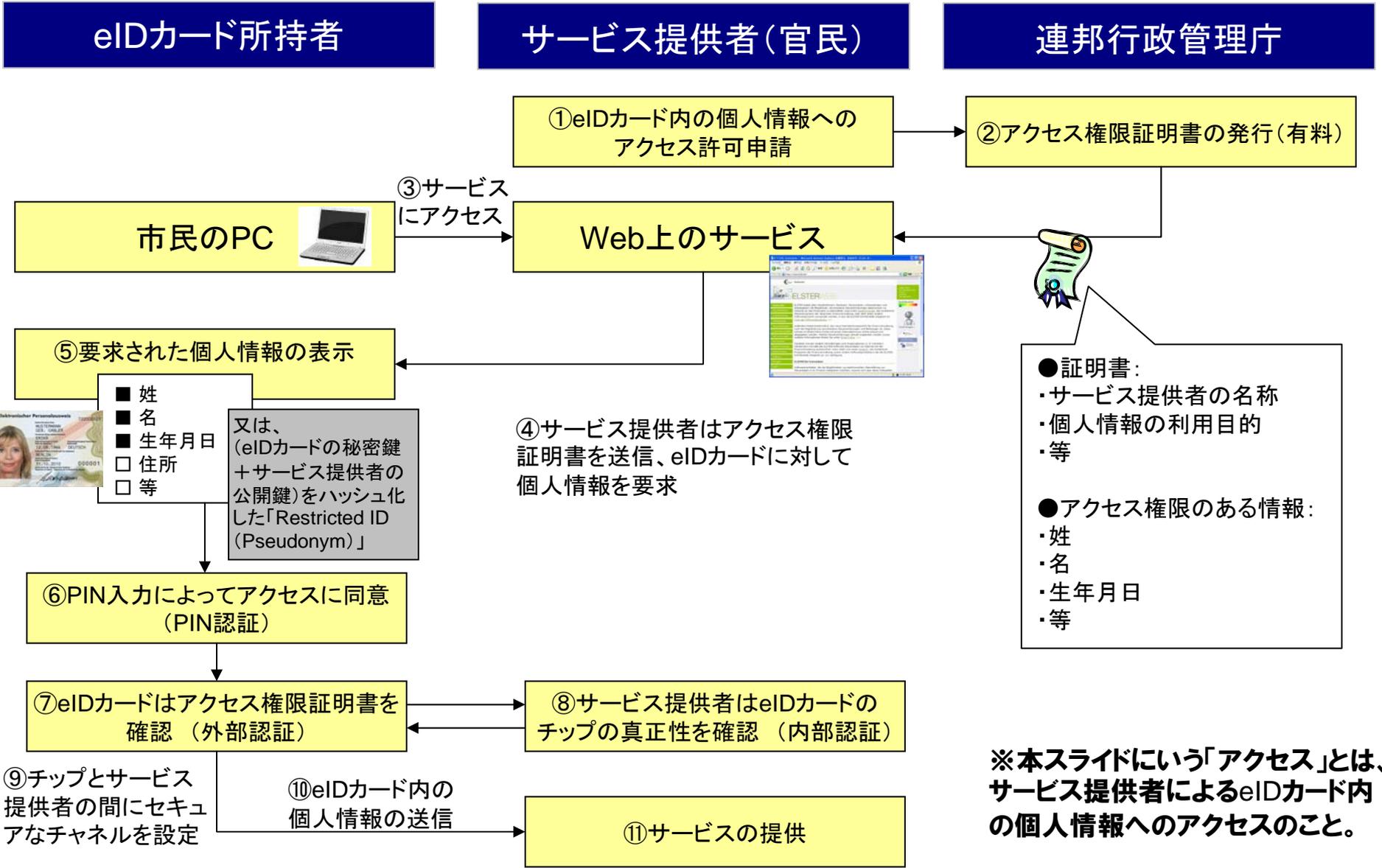
出典：国際社会経済研究所／NEC総研「海外住民データベースの状況と地域情報化の進展に関する調査研究報告書」(2008年3月)

ドイツ: eIDカード

- 2010年11月1日から発行開始。
既存の紙の身分証明書に替えて、順次発行。
- 10年間有効。非接触型カード。
- 16歳以上は所持義務あり。
- 導入の目的
 - 生体情報を格納することで、IDカードの偽変造や成りすましを防ぐ
 - 電子政府、電子商取引などネット上での個人認証のトークンとして使う
- 3つの機能(それぞれチップ内で領域を分けている)
 - 実世界での身分証明書
 - 電子パスポート(2005年より発行)と同等の機能
 - 行政利用のみ(警察、入出国管理)
 - 生体情報を格納(顔写真、指紋(オプション))
 - eID(オンラインでの身分証明書)
 - 氏名、生年月日、出生地、住所、国籍等の個人情報情報を格納
 - ID番号は格納しない。生体情報は使用しない
 - 電子行政サービスやeビジネスで利用
 - 本人の希望でeID機能の無効化も可能(オプトアウト)
 - 電子署名(EU指令に準拠した適格な電子署名)・・・任意



ドイツ： eIDカードを使ったオンライン認証



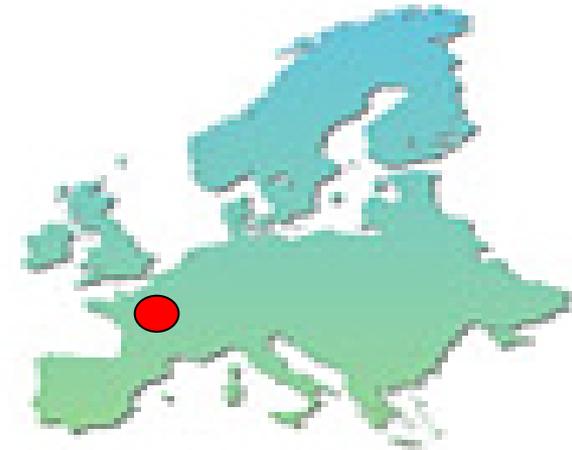
※本スライドにいう「アクセス」とは、サービス提供者によるeIDカード内の個人情報へのアクセスのこと。

ドイツ:eIDカードを使ったオンライン認証(Restricted ID方式)

- eIDカードの利用者をサービス提供者が識別する方法は2つ
 - eIDカード内の個人情報を用いる方法（初回認証時、一過性のトランザクションの場合など）
 - 「Restricted ID」を用いる方法（継続的なトランザクションの場合など）
- 「Restricted ID」
 - サービス提供者毎に住民を一意に特定するためのID。
 - サービス提供者の公開鍵にeIDカード内の(Restricted ID用の)秘密鍵を加えてハッシュしたもの。
 - カードチップ内で生成される。
 - eIDカード内の秘密鍵は、カードが変わるごとに変わるので、「Restricted ID」もカードが変わるごとに変更になる。
 - 「Restricted ID」は「Pseudonym(偽名)」とも呼ばれる。

フランス

- フランス共和国
- 人口:約6467万人
- 面積:約54.4万km²
- 首都:パリ(約219万人)
- 言語:フランス語
- 政治体制:共和制
- 国連電子政府ランキング:10位(2010年)



分野別の番号制度。官民における住民データ取り扱いに対し、個人情報保護の第三者機関(CNIL)が強力に監督。電子私書箱を通じて住民サービス高度化を図る。

フランス： 分野別の番号制度

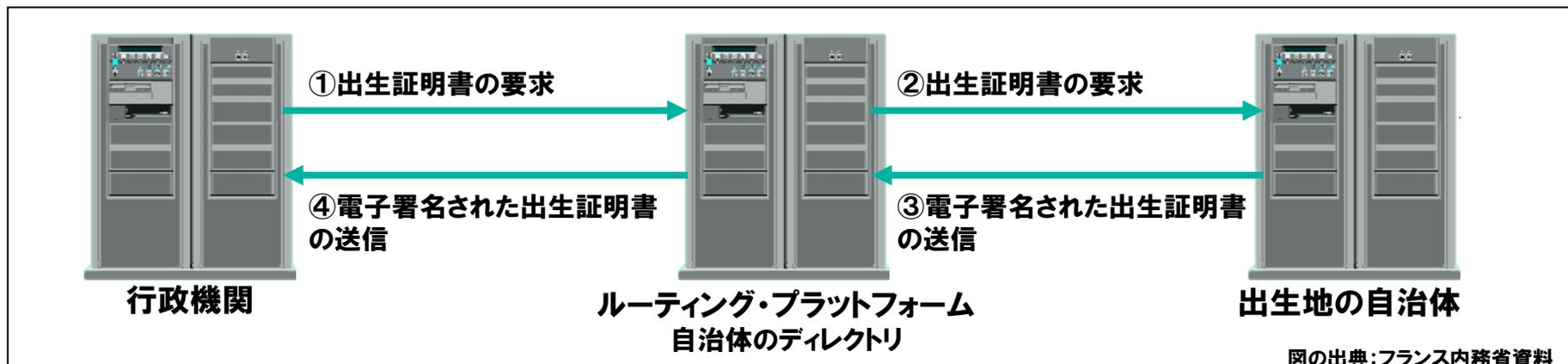
- フランス政府は、一般原則として、データの分散管理と、行政機関間の限定的なデータ連携を支持。電子行政戦略プラン2004～2007年において、分野別識別子の採用を表明。
- 必要に応じた特定分野間での個別のデータ連携と、利用者側からの行政アクセスポイント一元化（後述のMSP、ID連携に基づく）により対応。
- CNIL（個人情報保護の第三者機関、独立行政機関）の見解
 - 「NIR（国民登録番号）は税務、教育、警察、銀行といった分野では利用させない。なぜなら、NIRのデータベースは同姓同名者等の身元確認上の誤りを防ぐために構築されたものであって、NIRを統一番号として利用するために構築されたものではない」
 - 「NIRを分野を跨いで利用すると、NIRをキーとして国民の情報が全て見られてしまうリスクがある」
 - 「原則として社会保障分野以外での利用には反対であるが、国民へのサービス向上のために、一時的にNIRの利用を許可する可能性はある」

フランス： NIR(国民登録番号)

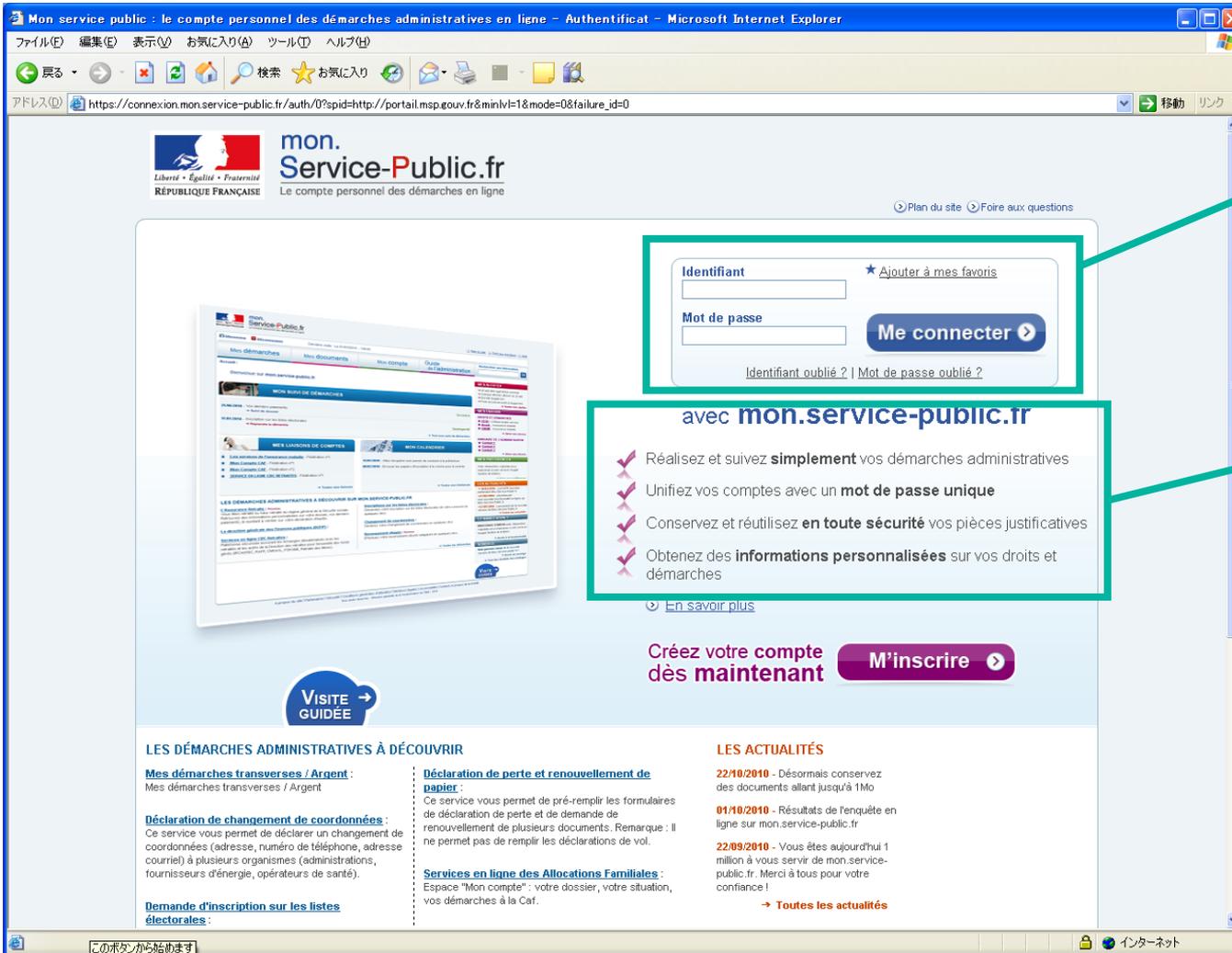
- NIR(国民登録番号)
 - 社会保障分野で利用される番号。フランス国民、および社会保障受益者となる外国人が対象。
 - 性別や出生月、出生地の情報を含む13桁の番号。生涯不変。
- NIRの利用範囲
 - NIRの利用や、NIRによるデータマッチング処理は、データ保護法により、CNIL(個人情報保護の第三者機関)による事前の許可がある場合や法令の定めがある場合等に限定されている。
 - NIRを利用できるのは、医療保険機関、年金保険機関、失業保険機関(職業安定所)、雇用主(医療保険での利用)など。

フランス： 行政機関間のデータ連携

- 行政機関間のデータ連携
 - フランスでは、行政機関間でデータ連携が必要となるような行政事務（行政トリガー）や行政手続き（住民トリガー、MSPでの手続きを含む）は少ない。行政機関間でデータ連携ができるケースは法令で個別に規定されている。
 - 数少ないデータ連携を効率化するための取組みの1つが、下記のルーティング・プラットフォーム。
- ルーティング・プラットフォーム
 - パスポート申請時等、本人確認書類の提出が必要な多くの場合、出生証明書が提出されるが、出生証明書は偽変造されたり不正に取得されるケースが後を絶たない。
 - CNILも2007年に、電子パスポートに対し、本人確認書類の真正性確認を強化する必要があるとの見解を提出。
 - ルーティング・プラットフォームは、行政機関からの要求に応じて、出生地の自治体からエタ・シヴィル（出生簿）のデータを電子送信するシステム。ANTSが運営。
 - パスポート申請、IDカード申請、年金受け取り、公証人等。
 - 年間1200～1300万件の利用。ルーティング・プラットフォーム上にはデータは保存されない。
 - 出生簿のデータは当該自治体のエタ・シヴィル・オフィサーが電子署名することにより保証（出生証明書）。



フランス: mon.Service-Public.fr (電子私書箱)



ID/PWによるログイン

MSPで何ができるかの説明

「あなたの行政手続きを簡便化します」

「あなたのアカウントを単一のパスワードに統合します」

「あなたのことを証明する文書を保管し、再利用できます」

「あなたの権利行使や手続き上で必要となるパーソナライズ情報を入手できます」

画像の出典: mon.Service-Public.frホームページ

フランス: mon.Service-Public.fr (電子私書箱)

- mon.Service-Public.fr (MSP) の概要
 - 国民に対して、オンライン行政サービスの単一のアクセス・ポイントを提供。
 - 2008年12月から試験サービス、2009年10月に正式にサービス開始。DGME(国家近代化総局。予算・公共会計行政機構省に属する)が運営するが、将来的には他部門に移管する可能性あり。
 - 利用者は2009年末時点で30万人、2010年6月時点で70万人。2010年末に300万人、2011年末に1000万人の計画。
 - 2009年12月の閣議決定において、政府部門によって開発された新たなオンラインサービスは必ずMSPを通じて利用可能としなければならないとされた。
- 3つの原則
 - ① ID連携 (IDフェデレーション):
 - シングルサインオン機能を実装。リバティ・アライアンス標準に準拠。
 - 現状はID/PWでアクセス。
 - 下記機関のサイトと連携
 - 全国医療保険金庫 (CNAM)、全国年金保険金庫 (CNAV)、家族手当金庫、預金・ローン金庫、農業相互保険金庫、社会保障家族手当保険料徴収連合 (URSSAF)、法律・行政情報総局
 - ② 利用者向けのストレージスペース:
 - 電子文書・電子領収書等を保存したり、これらを行政機関等に送信することが可能。
 - 個人情報の登録により、フォーム入力を省略できる。
 - 利用者ごとに20MBを無料で提供。
 - ③ 利用者によるコントロール、利用者視点:
 - 自己決定権 (アカウントの開設、ストレージスペースの利用、ストレージスペースでの公文書の受け取り等)。
 - ライフイベントに基づく、パーソナライズされた手続きの提供。

フランス: mon.Service-Public.fr (電子私書箱)

- 提供サービス
 - 前述の機関(CNAM、CNAV等)へのシングルサインオン
 - 選挙登録
 - 兵役登録:
 - 上記2つの手続きについては、2010年夏時点で約500の自治体が参加(住民合計1400万人)。他の自治体にも参加を促進。パリ、マルセイユ、リヨンも参加予定。
 - 引越しワンストップ(Je change de coordonnees):
 - 旧 www.changement-adresse.gouv.fr サイトの統合。
 - 旧サイトは2009年に年間100万人の利用実績あり。
 - 所得税還付の申請(今後)、求職(今後)
 - IDカード・パスポート発行申請(今後) など
- 自己情報コントロール権
 - MSP上で自分の個人データの閲覧や訂正請求が可能。現在は納税データや社会保障データが可能。今後はEHRも可能となる見込み。
 - オンラインでなく、書面での閲覧請求や訂正請求も可能。
 - 自分の個人データへのアクセスログの閲覧については、CNILも要求。

フランス: eIDカード(CNIE)

- eIDカードの経緯
 - 2003年のeIDカードプロジェクト立ち上げ以来、大きな社会的議論となり、中央化された住民DBの構築や生体情報の利用に対して強い反対が示された。
 - 左派政党(社会党等)は、指紋情報を含む中央ファイルセンターの構築について反対を表明。
 - eIDカードプロジェクトは一旦中断されたが、2007年の大統領選挙後に再開され、2008年10月発表の「デジタル・フランス2012」ではeIDカードの導入が謳われた。
 - 2010年7月に再度法案提出。10月~11月に国会で審議、2010年末に成立、2011年からeIDカード発行開始の見込み。
- eIDカードの概要
 - 自治体にて申請し、内務省が発行。
 - カード発行は無料。IDカード取得は義務ではない。
 - 不正やID窃盗を防止するために、発行手続きを中央化。電子パスポートと同じ発行手続きとなる予定。
 - 2007年創設の内務省ANTS(国家セキュリティ・ドキュメント局)が主管。カード製造費・運送費(年間7000万ユーロ)はANTSが負担。
 - ANTSおよびGIXEL(ICカード業界団体)が策定したIAS-ECCという技術仕様に準拠。
 - IAS-ECC: Identification Authentication Signature for European Citizen Card
 - AFNOR(フランス規格協会)の研究では、eIDカードの導入とそのオンライン利用によって数十億ユーロのコストベネフィットがある。
- eIDカード導入の目的
 - ① IDカードの品質とセキュリティの向上(ID犯罪の防止)
 - ② パスポートとの管理システムの統合
 - ③ オンラインでの認証・署名手段の提供

フランス: eIDカード(CNIE)

- チップへの格納情報

- アイデンティティ情報

- 券面記載情報(電子証明書に記載?)
 - 顔写真、2指の指紋

- 認証用証明書

- 署名用証明書

- eIDカードの機能

- ① 身分証明書: 対面での利用

- ② EU域内でのパスポート: 対面での利用

- ③ オンラインでの認証・署名:

- オンラインでは、行政サービス(MSP)、民間サービス(銀行、クレジット会社、保険会社、ショッピングサイト等。ただしANTSの認可が必要)での利用を想定。
 - 行政によって保証された個人データをカード内から官民のサービス提供者に送信可能。サービス提供者に送信するデータは仲介サービスによってフィルタリングされる。

- eIDカードに対するCNILの意見

- 指紋情報はDBには保存しないこと。

- ただし、デクレでは内務省の中央ファイルセンターにも指紋情報を保存することが規定。
 - CNILは国務院(コンセイユ・デタ)に対して反対を提起。

- 民間企業によるカード内の個人データの利用を禁止すること。

- 行政機関についても、カード内から送信する個人データを制限すること。

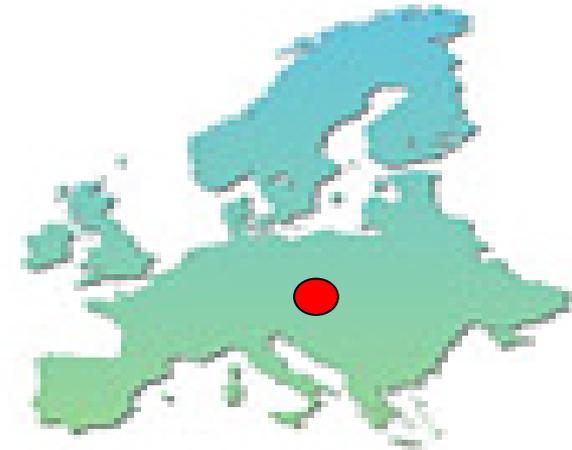
- ex.年齢認証の場合は生年月日のみ等。

- 国民によるeIDカードの利用履歴を、行政機関が監視できないようにすること。



オーストリア

- オーストリア共和国
- 人口:約830万人
- 面積:約8.4万km²(北海道とほぼ同じ)
- 首都:ウィーン(160万人)
- 言語:ドイツ語
- 政治体制:9つの州からなる連邦共和制
- 国連電子政府ランキング:24位(2010年)

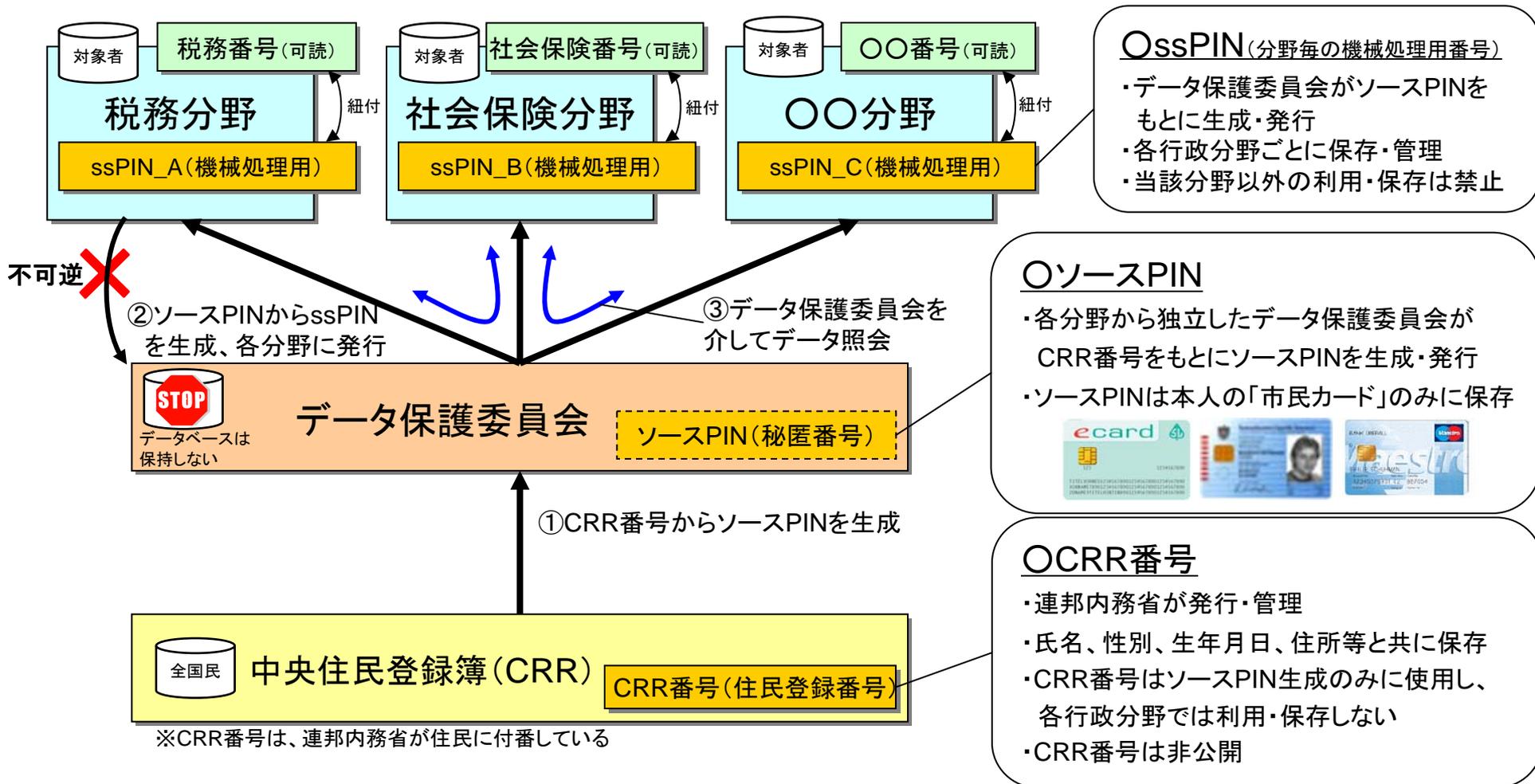


分野別番号を基本とする電子ID制度(三層構造のID)によって、独特の個人情報保護のための仕組みを持つ。



オーストリア：セクトラル方式

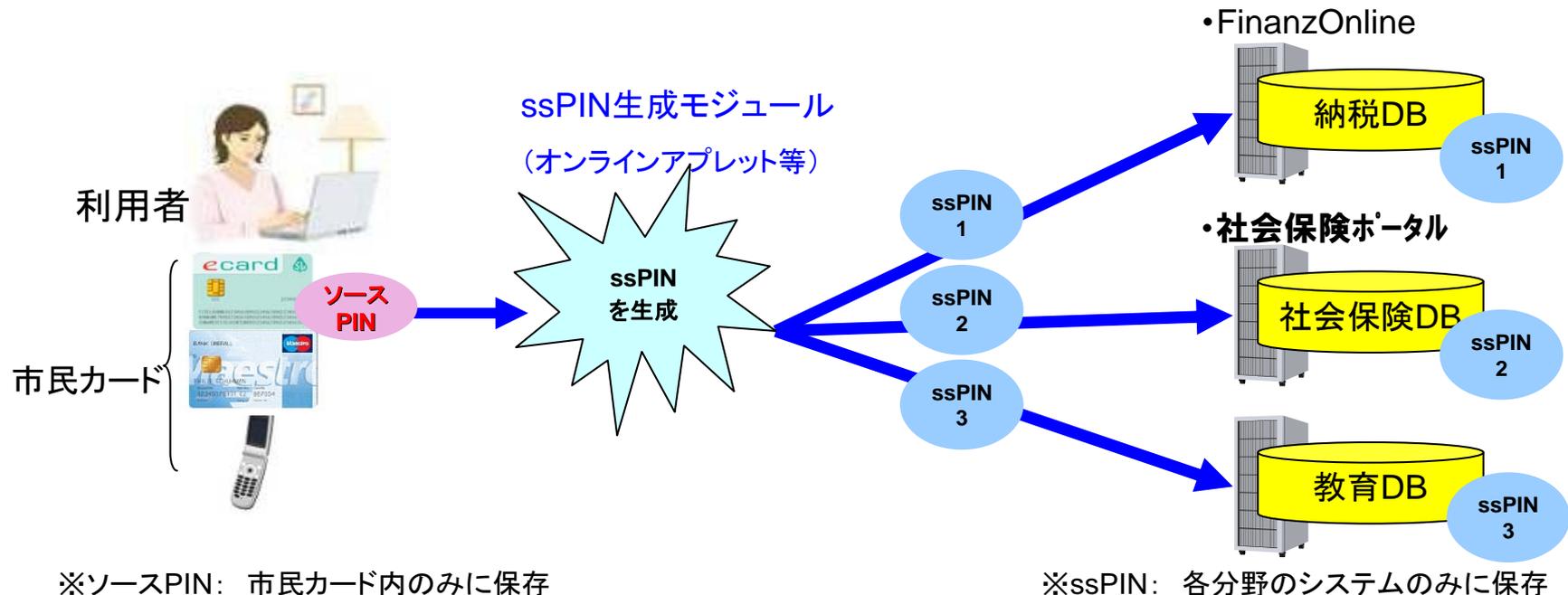
- 分野毎に異なる番号を使用するが、番号間には関連性がある。
- データ連携時にデータ保護委員会を介することで、行政機関による不正な「名寄せ」等を防止



オーストリア： 市民カード

市民カードの概要

- ソースPINを搭載し、電子署名・認証機能を持たせた電子行政サービス用のICカード等を「市民カード」という。
- 「市民カード」の種類は一つではない。
 - 社会保険カード、銀行カード、学生証、携帯電話等を選択可能
- オンラインサービス利用時には、オンラインアプレット等でソースPINから分野毎のssPINが生成され、サービス側で利用者を識別。

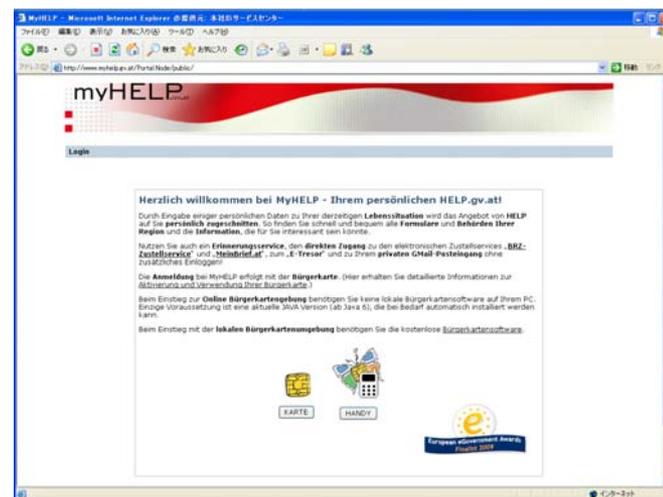


オーストリア： 市民カードで利用できる電子行政サービス等

サービス名称	概要
FinanzOnline	インターネット上の税申告・納税システムであり、電子申告や納税額の確認等を行うことができる。
住民登録確認	自分の住民登録データをオンラインで確認できる。
犯罪記録確認	就職時などに必要な、自分に関する無犯罪証明書をオンラインで発行申請し、手数料も支払うことができる。
HELP.gv.at 	電子政府ポータルサイトであり、様々な行政手続きを行うことができる。
myHELP	HELP.gv.atのマイページ版(電子私書箱のようなもの)。首相府が運営、2009年1月から運用開始。自分の個人データの閲覧や、自分のデータへのアクセス者の履歴を閲覧可能とする予定。(次頁参照)
電子配達サービス (e-Delivery)	公文書を電子的に受け取ることができる。 Mein Brief.at等の民間サービスが存在。
社会保険ポータル	年金記録や、医療保険情報(保険加入履歴、医療費記録等)、医療記録(治療歴、投薬歴等)が閲覧可能。年金の申請等も可能。
オンラインバンキング	一部の銀行で、オンラインバンキングでの利用が可能。

オーストリア: myHELP (電子私書箱)

- 電子政府ポータルサイトHELP.gv.atのマイページ版。
- 首相府が運営(日本では内閣府に相当)、2009年1月から運用開始。
- 市民カード(または携帯電話の市民カード)でしかログインできない。
- 事前に個人情報をプロフィールに登録することで(登録項目は任意)、パーソナライズサービスを提供。
- 自分の個人データの閲覧や、自分のデータへのアクセス者の履歴を閲覧可能とする予定。
- データストレージ機能あり。
- 将来的には、出生時にメールアドレスとストレージを割り当てて、そこに本人に関する文書を貯めていく計画。



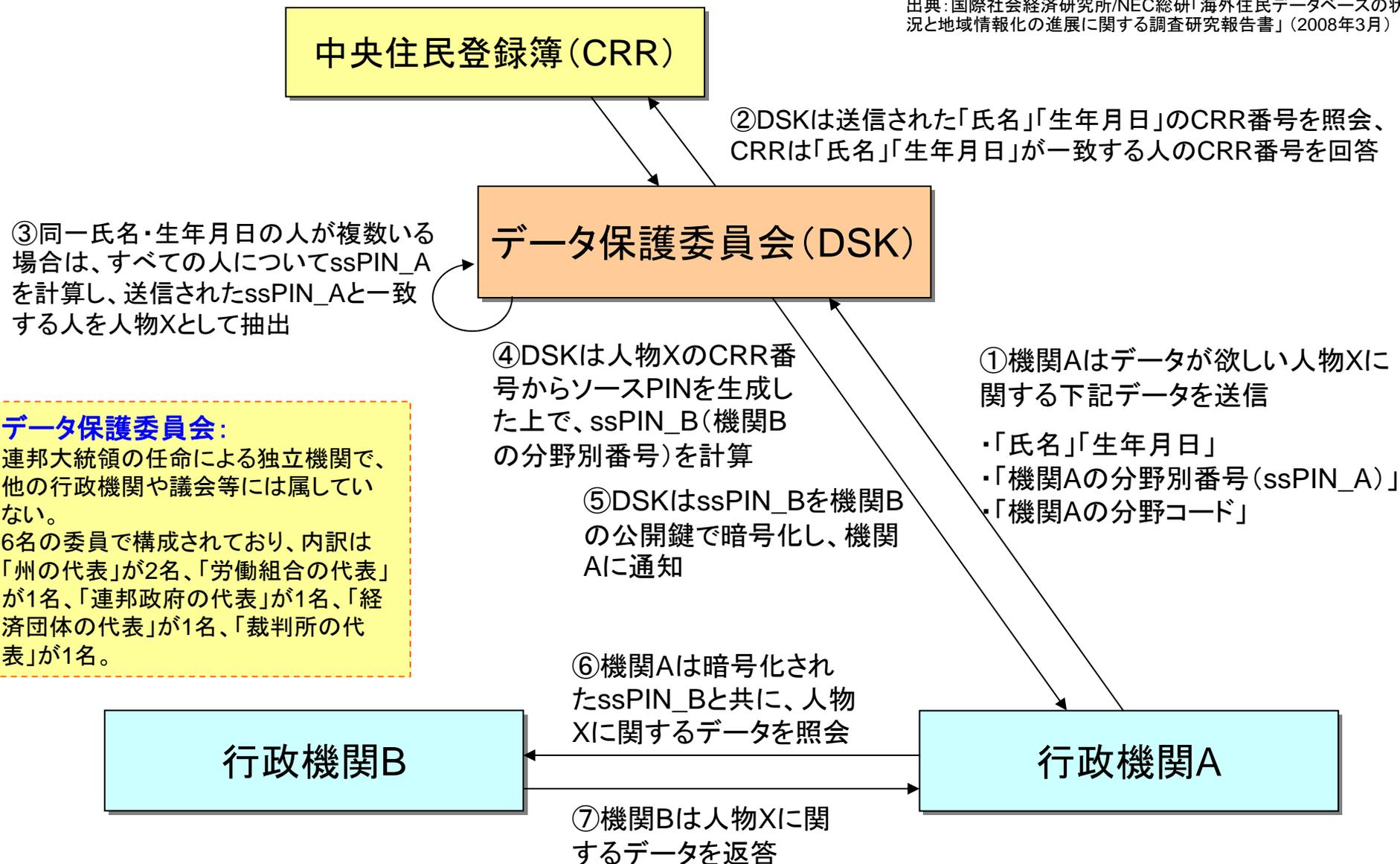
オーストリア： myHELP（電子私書箱）

myHELPの機能

- ①情報閲覧の機能
 - 他の行政ポータル（FinanzOnline、社会保険ポータル等）へのシングルサインオンが可能。
 - その他の行政機関が保持する自分の個人データの閲覧や、自分のデータへのアクセス者の履歴を閲覧可能とする予定。
- ②情報配信の機能
 - (1)トピック・アシスタント機能： 利用者に関連するトピックやニュースを自動的に選択して表示や提供
 - (2)リマインダーサービス機能： 特定の期日を電子メールで通知（パスポートの有効期限等）
 - (3)電子配達サービスとの連携機能： 公文書等を電子的に受け取れる
- ③電子申請の機能
 - 役所や申請フォームの絞込み機能： プロファイルに登録したZIPコードに基づき、その住所地に関連する役所（州や自治体）や申請フォームのみを表示
- ④情報蓄積の機能
 - E-safe機能： メールや、電子配達サービスで受領した公文書等の電子文書をオンラインでストレージ。実際にはe-TRESOR（民間のA-Trustが運営）等の外部サービスと連携
- ⑤情報共有の機能
 - 文書共有機能： e-TRESORに保管した文書を他の人に開示することができる。保管した文書にパスワードを設定して、行政機関など外部の人にパスワードを送信する。
 - フォーラム機能： ディスカッションフォーラムを提供（青少年向け「若者の権利」等）

オーストリア： 分野をまたがったデータ照会

出典：国際社会経済研究所/NEC総研「海外住民データベースの状況と地域情報化の進展に関する調査研究報告書」（2008年3月）



調査各国の比較表

	人口、 国連電子政府ラ ンキング2010	番号制度		住民登録制度		行政ICカード			
		モデル	備考	制度の 有無	備考	電子 IDカード	IDカードの 所持義務	民間サービ スでの利用	備考
エストニア	134万人 20位	フラット (国民ID番号)	/	○	/	○ 国民IDカード	○ 15歳以上	○	/
イタリア	5930万人 38位	フラット (納税者番号)	/	○	自治体にて住民基本台帳を管理。INAにて全国ネットワーク化	○ 国民電子IDカード	○ 15歳以上	×	国民サービスカードも有り
英国	6140万人 4位	セパレート	社会保障分野では国民保険番号を利用(医療保険は別番号)	×	登記簿(出生、婚姻、養子、死亡等)が基本台帳として機能	×	×	—	/
ドイツ	8200万人 15位	セパレート	/	○	/	○ (2010年11月発行開始)	○ 16歳以上	○	電子健康保険カードもあり
フランス	6467万人 10位	セパレート	社会保障分野ではNIRを利用(医療情報は別番号)	×	エタ・シヴィル(出生簿、婚姻簿、死亡簿)が基本台帳として機能	○ (2011年発行予定)	×	○	Vitaleカード(健康保険証カード)も有り
オーストリア	830万人 24位	セクトラル	カードにソースPINを格納、各分野ではソースPINから生成したssPINを使用	○	自治体にて住民基本台帳を管理。内務省が中央住民登録簿にて写しを管理	○ 電子IDカード	×	○	eカード(健康保険カード)も有り
日本 (参考)	1億2770万人 17位	セパレート (現状)	行政機関の一部のDBで住民票コードが保存されている	○	自治体にて住民基本台帳を管理。住基ネットにて全国ネットワーク化	○ 住基カード	×	○ (条例利用サービス)	/

調査各国の比較表

	人口、 国連電子政府ランキン グ2010	行政ポータルサイト		データ連携基盤		個人情報保護の ための第三者機関
		ポータル	電子私書箱	共通基盤の有無	備考	
エストニア	134万人 20位	○ 市民ポータル	○ 市民ポータル	○ X-road		データ保護監察官
イタリア	5930万人 38位	×	×	×	INAにて住民情報を 行政機関に提供	個人データ保護保証機 関
英国	6140万人 4位	○ Directgov	×	×	PVSIにてパスポート データを官民に提供	情報コミッショナー
ドイツ	8200万人 15位	○ Bürgerportal (計画中?)	○ Bürgerportal (計画中?)	×		データ保護監察官
フランス	6467万人 10位	○ Service-Public.fr	○ mon.Service-Public.fr	×	ルーティング・プラッ トフォームにて出生 証明書を行政機関 に提供	情報処理および自由に 関する全国委員会 (CNIL)
オーストリア	830万人 24位	○ HELP.gv.at	○ myHELP	○ コミュニケーション・ プラットフォーム		データ保護委員会
日本 (参考)	1億2770万人 17位	○ e-Gov	×	×	住基ネットにて本人 確認情報を行政機 関に提供	(なし)

3. まとめ

海外事例等に見る、国民ID導入に当たっての2つの課題

①プライバシー

(1) 英国におけるIDカードスキームの廃止

- 個人データを国民ID登録番号の下で一元管理すること等が「侵害的」とみなされた。

(2) フランスにおけるNIR(国民登録番号)の議論

- 「NIRを分野を跨いで利用すると、NIRをキーとして国民の情報が全て見られてしまうリスクがある」(CNIL)

(3) 日本でのこれまでの経緯

- これまで何度も番号制度の導入が検討されてきたが、その度にプライバシー侵害等の理由から強力な反対運動に遭ってきている。
 - 住民票コード(各省庁統一個人コード、1968年～)、納税者番号(1979年～)、社会保障番号(2001年～)
- とりわけ、住民票コード導入時は、「国民総背番号制」への強い反対
 - 1994年の検討当初は各行政分野や民間分野での住民票コード利用も想定されていたが、市民団体やマスコミなどの批判を受けて、住基ネット・住民票コードの利用目的を「住民の居住関係の確認」に限定するという制約が課され、民間利用は禁止に。
 - 住基ネット関連訴訟の2006年大阪高裁判決では、「一つの番号(住民票コード)が行政分野を跨いで共通的に使われることで行政機関によって名寄せがなされる具体的なリスクがある」との評価がなされた。

海外事例等に見る、国民ID導入に当たっての2つの課題

①プライバシー(続き)

- 個人情報の提供や利用において、イヤなら他の選択肢がある民間領域と異なり、行政機関では法的根拠に基づき、基本的には交渉の余地なく個人情報の提供が求められる。したがって、個人情報の信託を受ける立場としては、プライバシーを十分尊重し、信頼を醸成せねばならない。

→ 対応策

- セクトラルモデルが1つの準拠すべきモデル
 - 分野別の番号制度を取ることでプライバシーや市民的自由を尊重しながらも、各分野の番号間に関連性を持たせることで、バックオフィスでのデータ連携を可能とし、ワンストップサービスなど新たな住民向けサービスの創出を期待することができる。
 - 具体的な実現方法は、暗号演算方式(可逆or不可逆)やIDフェデレーション、トークナイゼーションなど色々ある。
 - 日本の社会制度に合わせたカスタマイズは必要。

海外事例等に見る、国民ID導入に当たっての2つの課題

②コスト(費用対効果)

(1)英国におけるIDカードスキームの廃止

- 10年間で54億ポンド(約7000億円)の費用がかかるが、その費用対効果が認められなかった。

(2)フランスにおけるeIDカードのコストベネフィット

- eIDカードの導入とそのオンライン利用によって数十億ユーロのコストベネフィットとのレポートもあり、産業界は歓迎の意向。

→ 対応策

- 国民ID制度の導入目的及びメリットの明確化
 - 導入目的としては「国民負担と社会保障給付のバランス適正化」「行政サービスの利便性向上」「行政事務の効率化」などが良く挙げられる。しかし、これらの目的や、これらに基づく国民ID制度のユースケースの多くは、「情報連携基盤」的なものを用意しなくても、社会保障・税番号の導入や、特定分野間での個別のデータ連携、マイポータルの整備によって実現できてしまう可能性がある。
 - →次頁参照
 - 国民にわかりやすい形で、導入のメリットを説明し、理解を得るよう努力すべきである。

(参考)国民ID制度のユースケースとその対応施策例

- 「給付付き税額控除」
 - 社会保障・税番号を創設し、税分野(国税・地方税)と社会保障分野(自治体)の間で所得情報等の流通を行う
- 「所得比例の年金制度」
 - 社会保障・税番号を創設し、税分野(国税・地方税)と年金分野の間で所得情報の流通を行う
- 「年末調整手続きの簡便化」
 - 社会保障・税番号の創設
- 「高額療養費合算制度」
 - 医療分野と介護分野共通の不変的な番号の創設
- 「医療／介護情報サービス(医療記録／介護記録の閲覧等)」
 - 医療分野と介護分野共通の不変的な番号の創設
- 「引越ワンストップ」
 - 住基ネットの活用(住民登録分野から各行政分野への異動情報のプッシュ型送信)
 - もしくは、マイポータルにて利用者トリガーで各機関に住所変更を通知する
- 「プッシュ型サービス(子育て支援等)」
 - 社会保障・税番号を創設し、税分野(国税・地方税)と社会保障分野(自治体)の間で所得情報等の流通を行う
 - もしくは、マイポータルに登録した利用者の属性(所得、世帯情報等)に基づき提供する
- 「民間企業(銀行等)での本人確認手続き」
 - 住基カード・公的個人認証サービスの活用

発表者の経歴

- 1998年(株)NEC総研入社。
- 個人情報保護、違法有害情報規制、個人認証・電子政府分野を中心に、情報技術が社会に与える影響についての調査研究に従事。
- 2008年7月より、日本電気(株)パブリックサービス推進本部に出向。2010年7月に(株)国際社会経済研究所(旧NEC総研)に復帰。
- 2006年～2010年、日本セキュリティマネジメント学会理事。
- 著書
 - 『国民ID 導入に向けた取り組み』(共著、NTT出版、2009年)
 - 『デジタル・ツナガリ』(共著、NTT出版、2004年)
 - 『ブロードバンド国家戦略』(共著、NTT出版、2003年)
 - 『経営戦略としての個人情報保護と対策』(共著、工業調査会、2002年)
 - 『デジタル・デバイド』(共著、NTT出版、2002年)
- 論文
 - 「将来を見据えた国民ID構築のための提言」(共著、日本セキュリティ・マネジメント学会第24 回全国大会研究報告書、2010年)
 - 「オーストリアの電子IDカードと市民カード」(共著、『情報化研究』、情報産業振興議員連盟、2008年)
 - 「諸外国におけるインターネットカフェ関連法制に関する調査」(共著、『季刊 社会安全』NO.68、社会安全研究財団、2008年)
 - 「諸外国におけるホットラインの実態調査」(『季刊 社会安全』NO.65、社会安全研究財団、2007年) など
- 今後の情報発信予定
 - 「国民ID制度の概要と海外の最新事情」(『CIAJ JOURNAL』2011年1月号(予定))

